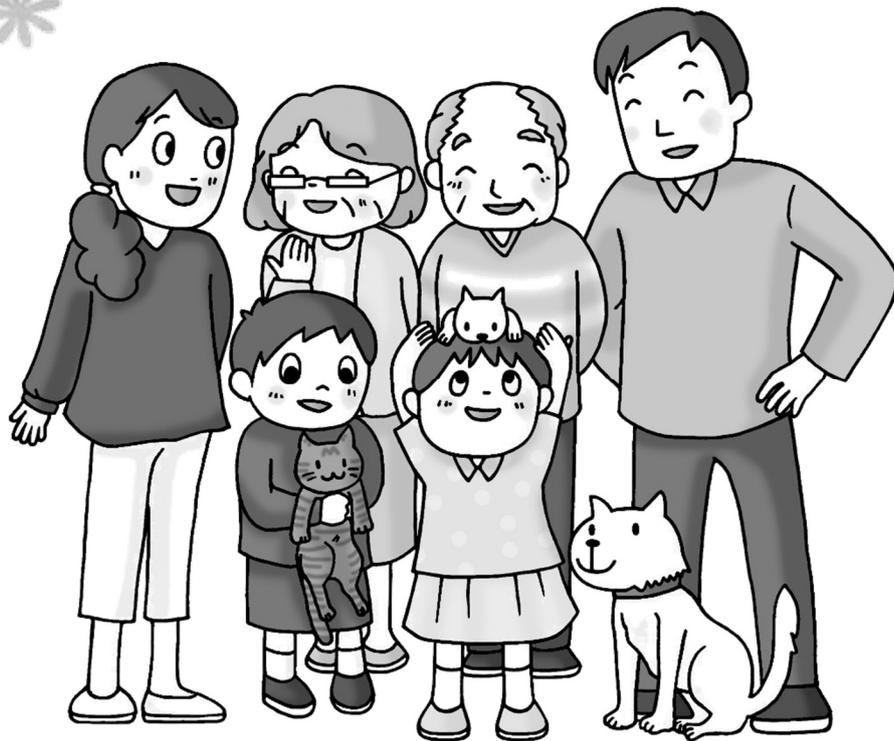

第1次八百津町 人権施策推進指針

一人ひとりが人道精神を受け継ぐ
思いやりのあふれるまち やおつ



2019年(平成31年)3月

八百津町

はじめに

人権という言葉は「人」と「権利」という二つの言葉から成り立っています。

人権とは、人間が人間らしく生きる権利、生まれながらに持っている権利であって、誰にとっても大切なもの、お互いの思いやりの心によって守られなければならないものです。

人権を侵害することは、相手が誰であっても決して許されることではありません。そのため、一人ひとりが人としての尊厳と価値について正しく理解し、人とは何か、権利とは何かを具体的に考えていかなければなりません。

しかしながら、近年めまぐるしく変化する社会情勢により、人権に関する課題は複雑多様化しています。わたしたちの生活をより豊かなものにする情報通信技術の発展も、その利便性や匿名性が悪用され、いじめや犯罪につながるような事態も数多くみられます。

本町は、2017年度（平成29年度）に「第5次八百津町総合計画」を策定し、「人道のまちづくり」という視点から、町民の皆様が生き生きと輝くことができるまちづくりを推進してきました。その中でも、杉原千畝氏の人道精神の伝承については、世界平和、命の大切さ、思いやりの心を育てる人道教育として、重点的に取り組んできたところです。

今後も、この人道精神を受け継いで、思いやりのあふれるまちを目指し、人権を自分の課題としてとらえられるよう、町民一人ひとりが大切にされるまちづくりを進めていく必要があります。

このような考えを踏まえ、このたび「第1次八百津町人権施策推進指針」を策定いたしました。本町では、これを基に、これまで行ってきた人権施策とともに新たな課題に対する取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本指針の策定にあたり、人権に関する意識調査にご協力いただいた町民の皆様をはじめ、関係機関の皆様に貴重なご意見・ご提言をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

2019年（平成31年）3月

八百津町長 金子 政則



目次

第1章 指針の基本事項.....	1
1 策定の趣旨	1
2 人権に関する国内外の動き.....	2
3 八百津町の概況	4
4 アンケート結果のまとめ.....	7
第2章 基本的な考え方.....	11
1 基本理念	11
2 指針の位置づけ	12
3 指針の期間	12
4 指針の推進	13
5 施策体系	13
6 重点事項	15
第3章 人権教育・啓発の推進.....	16
1 家庭・地域における人権教育・啓発.....	16
2 学校等における人権教育・啓発.....	18
3 職場における人権教育・啓発.....	20
第4章 分野別課題における人権施策の推進.....	22
1 女性	22
2 子ども	26
3 高齢者	30
4 障がい者	34
5 同和問題	38
6 外国人	41
7 感染症患者	44
8 その他の人権	47
資料編	51
1 策定の経過	51
2 用語集	52
3 世界人権宣言	57

第1章 指針の基本事項

1 策定の趣旨

八百津町（以下、「本町」という。）は、日本の外交官として、第二次世界大戦中に多くのユダヤ人らを救った杉原千畝氏の出身地です。彼の人道精神は、「温かな気持ち」「日本人の精神の気高さ」として、わたしたちを清々しい気持ちにさせてくれます。本町ではこの人道精神を大切に、様々な人道の教育や啓発の取り組みを行ってきました。

世界では、第二次世界大戦の終わりを契機に、二度とこのような悲劇が繰り返されないよう、様々な人権に関わる条約の制定や国際的な会議の開催等、人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

わが国でも、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法の「すべての国民の基本的人権の尊重」の考えに基づき、人権問題に関わる条約への批准や、法制度の整備が進められています。

しかしながら、様々な分野において多くの人の人権が尊重されず、生きづらさを抱えている状況があります。また、人口減少や少子高齢化、国際化、情報化等により複雑多様化する社会状況の中では、新たに対応すべき人権課題も生じています。

こうした社会情勢や、国・県の動向、これまでの本町の人権に関する取り組み等を踏まえ、本町の人権施策の今後の方向性を示すとともに、これらを総合的かつ効果的に推進するため、「第1次八百津町人権施策推進指針」（以下、「本指針」という。）を策定します。

2 人権に関する国内外の動き

(1) 世界の動き

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。その後「世界人権宣言」の内容に基づいて、1966年（昭和41年）の「国際人権規約」等、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

しかしながら、世界では人種、民族、宗教等の対立による紛争や内戦等が絶えず、飢餓や難民問題等の深刻な人権問題がみられます。こうした現状を受け、国際社会全体で人権課題について取り組むため、1994年（平成6年）に国連総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認し、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。また同時に、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。

2004年（平成16年）に「人権教育のための国連10年」が終了を迎えた後は、引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に「人権教育のための世界計画」が採択されました。「人権教育のための世界計画」は第1フェーズ（2005–2009）、第2フェーズ（2010–2014）を経て、現在は第3フェーズ（2015–2019）として、これまでの取り組みを強化するとともに、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することに重きを置いた取り組みが進められています。

(2) 国内の動き

わが国では、1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法において基本的人権の尊重を基本原則の一つとし、この考えのもとに人権に関する様々な取り組みが行われてきました。国連で採択された「国際人権規約」〔1979年（昭和54年）〕や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）〔1985年（昭和60年）〕、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）〔1994年（平成6年）〕等の諸条約にも批准し、人権課題への対応が進められています。（いずれも〔〕内は批准年）

1994年（平成6年）に採択された「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、1995年（平成7年）に「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定されました。また同年に、「人権擁護施策推進法」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進が国の責務となりました。この法律を踏まえ、2000年（平成12年）に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、2002年（平成14年）には、この法律を受け「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくことが示されました。さらに、2011年（平成23年）には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部変更が行われています。

近年も、女性や子ども、高齢者、障がい者、同和問題、性的少数者、外国人等の個別の人権課題に対する法整備が進められるとともに、社会情勢の変化による新たな人権課題について対応するための取り組みが行われています。

(3) 岐阜県の動き

岐阜県では、2002年（平成14年）に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」を設置し、2003年（平成15年）に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、2005年（平成17年）に「岐阜県人権懇話会」と改称し、人権問題に対応する総合的な施策を展開してきました。

また、2000年（平成12年）には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、人権に関する啓発や相談に関する事業に取り組んでいます。

2003年（平成15年）には「人権教育・啓発推進法」に定められた「地方公共団体の責務」に基づき「岐阜県人権施策推進指針」が策定され、人権尊重の意識を高める施策に総合的に取り組んでいます。この指針は、2008年（平成20年）、2013年（平成25年）及び2018年（平成30年）に改定が行われ、「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)」では、これまで取り組まれてきた人権施策に加え、社会情勢の変化によって生じた新たな人権課題への目指すべき人権施策のあり方についても方向性が示されています。

人権啓発事業としては、人権週間における啓発活動や「人権啓発フェスティバル」の開催、人権同和教育における行動力の育成を図る「ひびきあいの日」（2018年（平成30年）から「ひびきあい活動」に変更）等に取り組み、県民の人権意識の高揚を図っています。

(4) 八百津町の動き

本町では、杉原千畝氏の人道精神に基づき、様々な人権に関わる取り組みを進めてきました。

人道精神を学び、感じる拠点として、1992年（平成4年）に杉原千畝氏の偉大な功績を称え、後世に伝えるため、「人道の丘公園」を整備しました。2000年（平成12年）には、杉原千畝生誕100年を記念し、「杉原千畝記念館」をこの人道の丘公園に建設しました。国内外を問わず毎年多くの観光客が訪れるこの場所から、世界へ「命の尊さ、思いやりの大切さ」を発信し続けています。

また、杉原千畝氏の命日である7月31日を含む1週間を「杉原ウィーク」と題して、杉原千畝記念短歌大会を開催するなど、「後世に伝えたい平和の大切さを」をテーマとした各種イベントも毎年行っています。

人道教育としては、相手を思いやる「あいさつ運動」など日常的な活動や、人道創作劇の公演を行うなど、それぞれの学校が特色のある取り組みを行っています。また、町内のすべての小中学校に杉原千畝氏の功績や、子どもたちの人道教育の学習内容等を展示した「人道の部屋」を設置しています。

その他、保育園での人権紙芝居、中学生を対象としたリトアニア・ポーランドへの海外派遣、産業文化祭等での人権啓発活動や、人権相談所における人権問題への対応を行っています。今後も、子どもや高齢者、障がい者、男女共同参画等の個別計画において、人道精神に基づいた取り組みを進めます。



(保育園での人権紙芝居)



(リトアニア・ポーランドへの海外派遣)

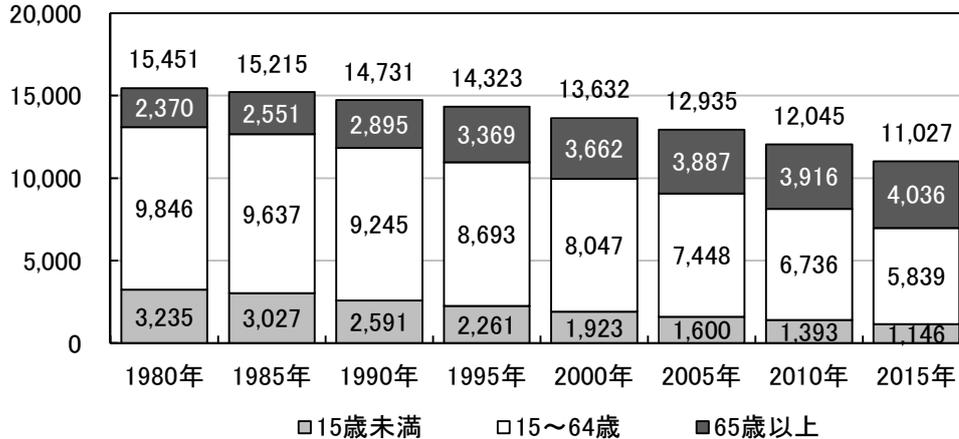
3 八百津町の概況

(1) 人口・世帯の状況

本町の総人口は減少しており、2015年（平成27年）では11,027人となっています。

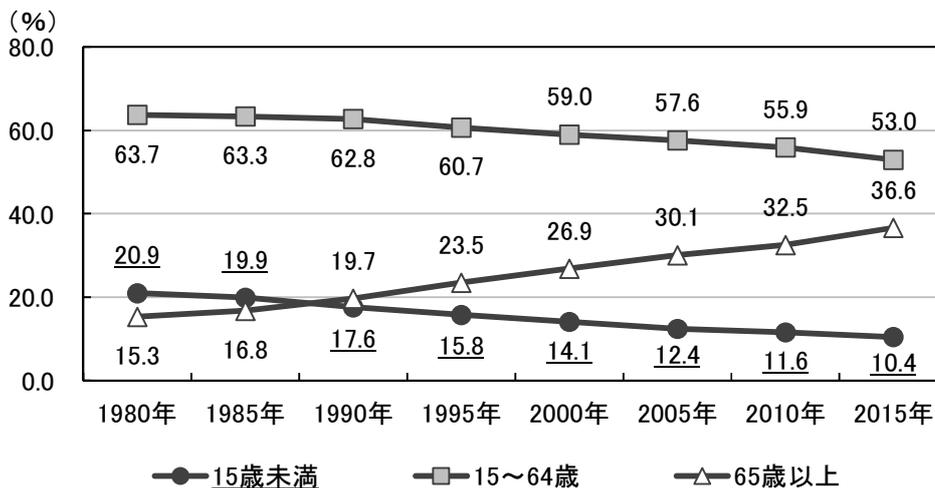
年齢3区分別人口割合の推移をみると、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合が減少している一方、65歳以上の老年人口割合は増加しており、2015年（平成27年）の高齢化率は36.6%（全国：26.6%）と、少子高齢化が進んでいます。

■ 総人口の推移
(人)



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口割合の推移

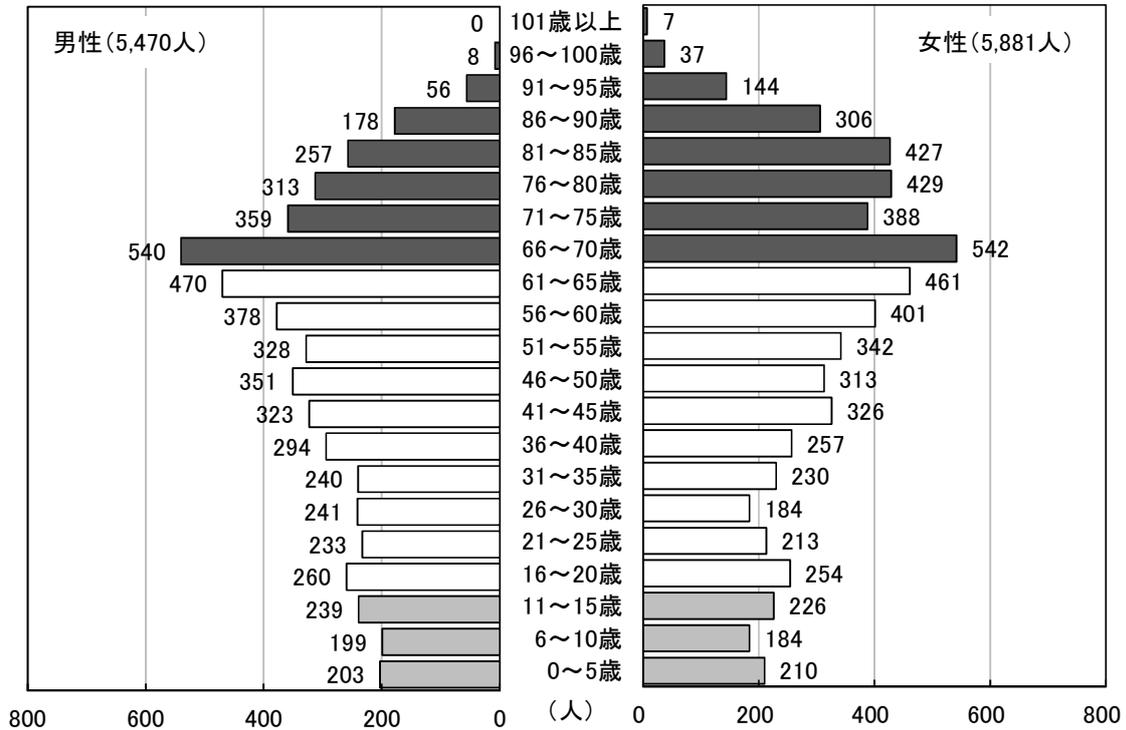


資料：国勢調査

※割合は、分母から年齢不詳を除いて算出している。

人口ピラミッドをみると、男女ともに66～70歳の人口が多くなっています。また、66歳以上のすべての年代で女性が男性より多く、特に81歳以上では女性が男性の約2倍となっています。

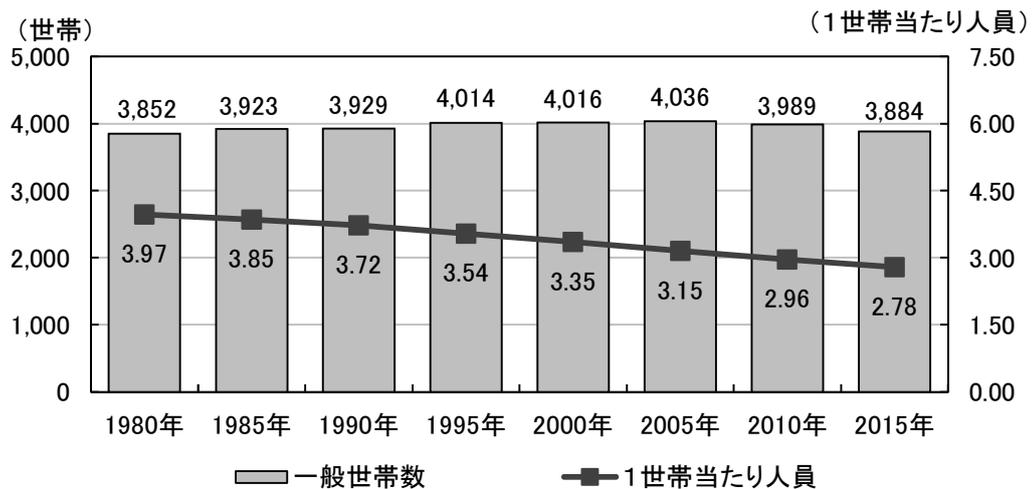
■性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）



資料：八百津町統計（2017年（平成29年）4月1日現在）

一般世帯数は、2000年（平成12年）までは増加していましたが、それ以降は減少しています。1世帯当たり人員をみると、一貫して減少しており、世帯規模が縮小しています。

■一般世帯数と1世帯当たり人員の推移



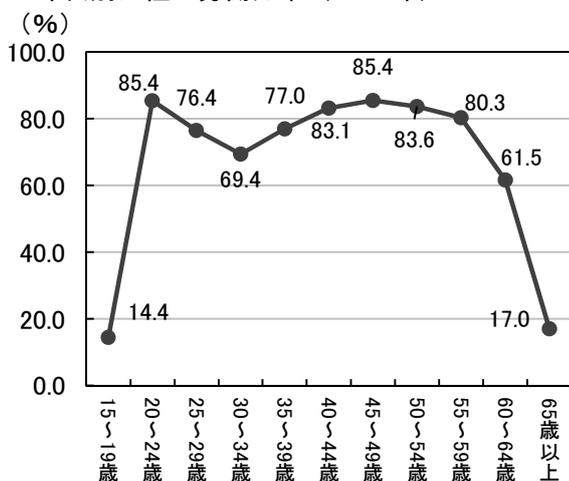
資料：国勢調査

(2) 重点課題に関わる町民の状況

重点課題に関わる各種統計の状況は、以下の通りとなっています。

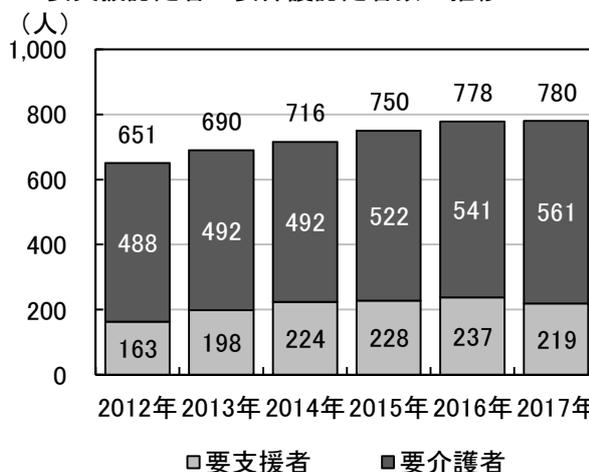
- 女性の労働力率は、いわゆるM字カーブを描き、20歳代後半～30歳代にかけて労働力率が低く、妊娠・出産・子育てで仕事を辞める女性が多いことがうかがえます。
- 要支援認定者・要介護認定者数は、年々増加しています。今後も高齢化の進行により、一層増加することが予測されます。
- 障害者手帳所持者は、2015年（平成27年）以降減少しています。一方で、手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数はやや増加しています。
- 外国人登録者数は増加傾向にあります。アジアや中東等、様々な国をルーツとする外国人が暮らしています。

■年代別女性の労働力率（2015年）



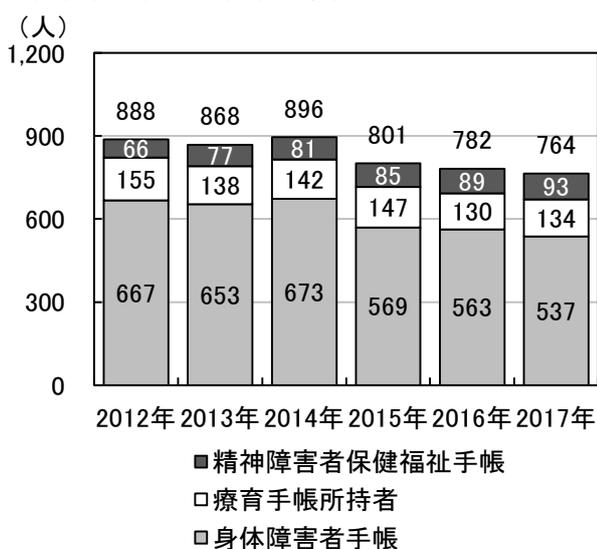
資料：国勢調査

■要支援認定者・要介護認定者数の推移



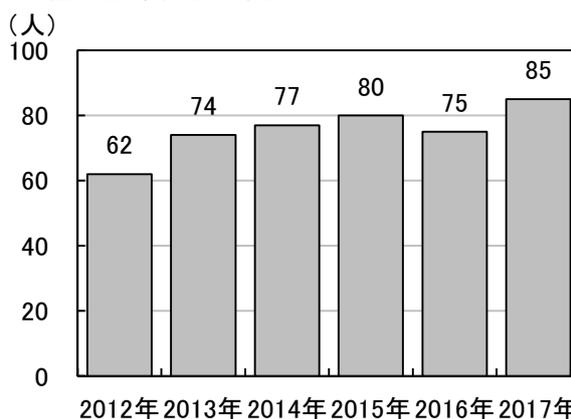
資料：やおつ高齢者いきいきプランⅦ（各年10月）

■障害者手帳所持者数の推移



資料：八百津町障がい者福祉計画（各年3月末）

■外国人登録者数の推移



資料：八百津町統計（各年4月）

4 アンケート結果のまとめ

(1) 調査の概要

町民の人権に関する意識を把握し、本指針策定の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

■調査概要

対象者	2018年（平成30年）2月現在、本町に居住している18歳以上の町民より無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	2018年（平成30年）2月14日～2月28日
回収結果	44.6%（配布数：1,000件 有効回答件数：446件）

【参考】全国調査：2017年（平成29年）10月実施「人権擁護に関する世論調査」
 岐阜県調査：2017年（平成29年）1月実施「平成28年度人権に関する県民意識調査」

(2) 人権全般についての調査結果

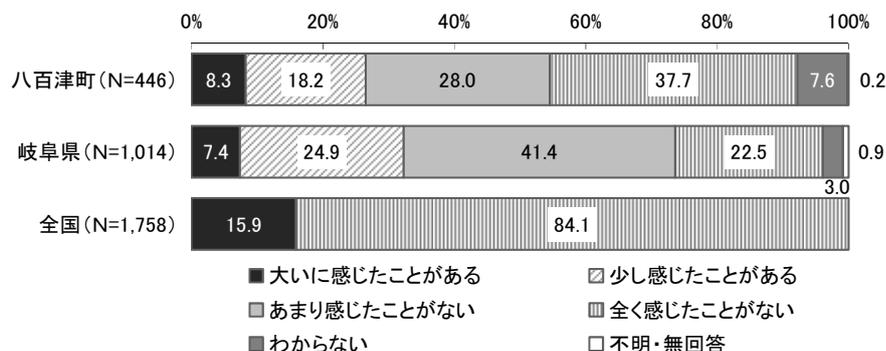
人権侵害を受けたことがあると感じている人は4人に1人。内容は「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」「学校でのいじめやいやがらせ」が高い。

自分や家族への人権侵害を、『感じたことがない』が65.7%と、『感じたことがある』の26.5%より高くなっています。人権侵害の内容は、「あらぬ噂、他人からの悪口・陰口」が最も高く、次いで「学校でのいじめやいやがらせ」となっています。性別では、女性で「職場でのいじめやいやがらせ」「地域や家庭での差別待遇」が高く、職場や地域、家庭で固定的な性別役割分担の意識があることや、ハラスメント等があることが考えられます。

また、岐阜県や全国と比較すると、本町では岐阜県より『感じたことがある』の割合が低くなっていますが、「わからない」の回答も多く、何が人権侵害に当たるのかが認識されていないことも考えられます。

* 『感じたことがない』：「あまり感じたことがない」と「全く感じたことがない」
 『感じたことがある』：「大いに感じたことがある」と「少し感じたことがある」

■人権侵害の有無についての岐阜県、全国との比較



※全国調査の選択肢は「ある」「ない」のみ。

人権侵害を受けた時の対応は、「家族に相談をする」「友人に相談する」が高い一方で、「黙って我慢をする」が1割強となっている。女性は知り合いに相談、男性は相手に抗議するか、公的機関に相談する傾向がみられる。

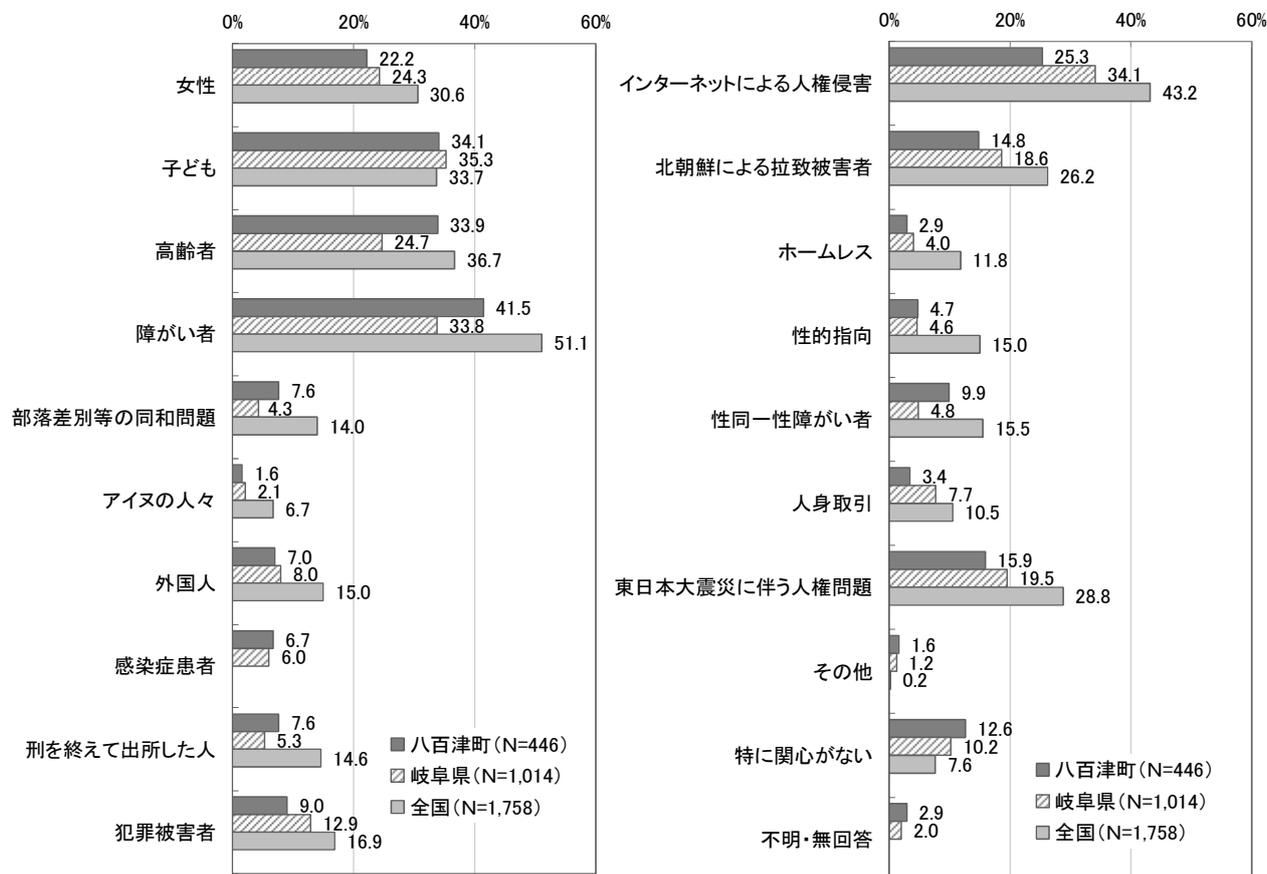
人権侵害を受けた時の対応は、「家族に相談をする」が群を抜いて高く、次いで「友人に相談する」となっています。また「黙って我慢をする」が13.7%となっています。性別でみると、女性は「家族に相談をする」「友人に相談する」等の親しい知り合いへの相談が高く、男性は「相手に抗議をする」や、「県や町役場等公的機関に相談をする」「警察に相談をする」の公的機関に相談する割合が高くなっています。

関心のある人権課題は「障がい者」「子ども」「高齢者」。一方で、「アイヌの人々」「ホームレス」「性的指向」「人身取引」の関心は5%以下となっている。

関心のある人権課題は、「障がい者」が最も高く、次いで「子ども」「高齢者」となっています。一方で、「アイヌの人々」は1.6%、「ホームレス」は2.9%、「性的指向」は4.7%、「人身取引」は3.4%と関心が低くなっています。性別でみると、特に女性では「女性」「子ども」「高齢者」と回答する割合が男性より高く、男性では「インターネットによる人権侵害」「部落差別等の同和問題」と回答する割合が女性より高くなっています。

また、岐阜県や全国と比較すると、本町では全体的にいずれの項目も割合が低く、特に「インターネットによる人権侵害」が低くなっています。一方で「高齢者」「障がい者」は岐阜県よりも高くなっています。

■ 関心のある人権課題についての岐阜県、全国との比較



※全国調査では「感染症患者」はなく、「H I V感染者等」が10.8%、「ハンセン病患者・回復者等」が11.2%であった。
 ※岐阜県調査では「東日本大震災に伴う人権問題」が「災害時の人権問題」であった。

八百津町

杉原千畝氏の「人道精神」を学び、伝える取り組み

本町は、杉原千畝氏の出身地として、「人道精神」を学び、伝える様々な取り組みを進めています。

杉原千畝記念館

杉原千畝氏が生まれた地域風土を、岐阜県産の総檜づくりと新伝統構法によって空間化しています。木組フレームによる広がりのある展示室、孤高な千畝氏の執務室、八百津町のまちを見晴らす展望室で構成されています。



(杉原千畝記念館)

人道の丘公園

杉原千畝氏の偉大な功績を称え、後世に伝えるための記念公園として建設されました。公園のシンボルでもあるモニュメントは、パイプオルガンをイメージしており、「世界平和」をテーマに「平和を奏でるモニュメント」として、「世界に平和の光と音楽を」のメッセージを発信し、「平和の音楽」を奏でます。

また、「命のビザモニュメント」は真実を見つめ、千畝氏が書き続けた幾枚もの「命のビザ」をイメージしており、訪れる一人ひとりの手で平和への鐘を奏でることができます。

その他、日本庭園、芝生広場、大型コンビネーション遊具などがあり、家族みんなで楽しめるスポットとなっています。



(シンボルモニュメント)



(命のビザモニュメント)

人道創作劇

本町の小学校では、杉原千畝氏の業績やその時代の歴史について学ぶ人道学習の成果として、千畝氏をテーマとした人道創作劇を公演しています。また、千畝氏とのゆかりがある人びととの交流会等も実施されており、創作劇を通して様々な人とふれあう機会となっています。



(人道創作劇)



(人道創作劇)

人道の部屋

人道（人権）教育を推進するため、小・中学校の教室を活用した「人道の部屋」を各学校に整備し、杉原千畝氏や人権に関する書籍や資料を展示しています。

児童生徒が学習した内容や力を入れている取り組みについても掲示してあり、児童生徒以外の人も見学することができるため、誰もが容易に人権・人道教育にふれあえる場となっています。



(人道の部屋 小学校)



(人道の部屋 小学校)



(人道の部屋 中学校)



(人道の部屋 中学校)

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

本町ではこれまで、杉原千畝氏の人道の精神に基づき、人権に関わる多様な施策を精力的に進めてきました。また、町民にとどまらず国内外の人々に対しても、杉原千畝氏の精神を伝えるための啓発活動や拠点整備に取り組んでいます。2017年（平成29年）に策定した「第5次八百津町総合計画」においても、まちづくりの将来像を「ひとと自然が響き合い未来へ奏でる人道のまち やおつ」、まちづくりの基本的視点の一つを「杉原千畝氏の人道精神」とし、人道精神は町民が主体的に守り、引き継ぐものとしています。

一方で2018年（平成30年）に実施した人権に関するアンケートでは、町民の人権に関する認識が十分でない結果もみられました。本町が名実ともに「人道のまち」となるためには、町民一人ひとりが思いやりや支え合いの精神を身につけ、行動に移せることが求められます。またそのためには、町民が安心して、いきいきと暮らせるまちであることも大切です。

本指針は、こうした思いから基本理念を「一人ひとりが人道精神を受け継ぐ 思いやりのあふれるまち やおつ」と定め、本町の現状・課題を踏まえながら、人権教育や人権啓発に関する施策に取り組みます。

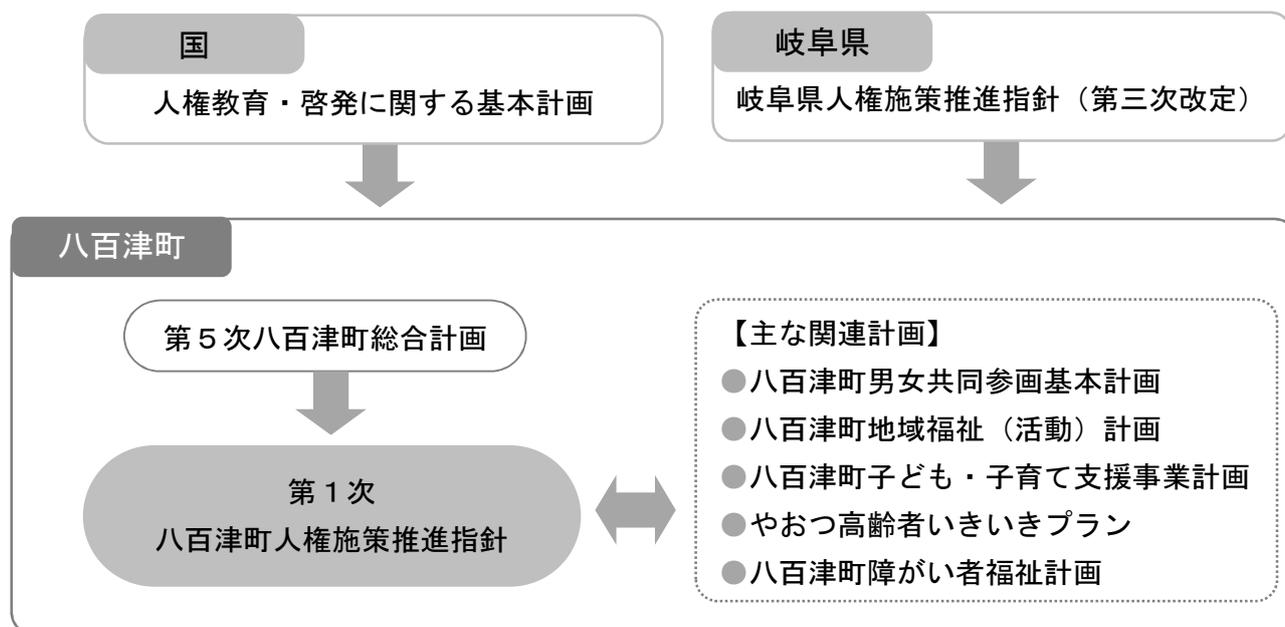
基本理念

一人ひとりが人道精神を受け継ぐ 思いやりのあふれるまち やおつ

2 指針の位置づけ

本指針は、国の「人権教育・啓発推進法」第5条に基づき策定し、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「岐阜県人権施策推進指針」をはじめ、国や岐阜県の関連計画の内容を踏まえるものとします。

また、本町の最上位計画である「第5次八百津町総合計画」をはじめ、八百津町の関連計画との整合を図ります。



3 指針の期間

本指針の期間は、2019年度（平成31年度）から2028年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や町の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを検討します。

(年度)

2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2029
		第1次八百津町人権施策推進指針											

4 指針の推進

(1) 推進体制

人権に関わる課題は多岐にわたり、社会潮流の変化とともに個々の課題が多様化・複雑化しています。すべての町民の差別意識を解消し、人権尊重の意識を高めていくために、本指針が広く町民に浸透するよう、様々な機会を捉えて積極的な周知に努めます。

また、本指針を総合的かつ効果的に推進するために、岐阜県や近隣自治体との緊密な連携を図るとともに、教育機関、企業等事業所、民間団体やボランティア等、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係を構築し、人権尊重の社会の実現を目指します。

(2) 進行管理

本指針に掲げた取り組みについて、毎年、実施状況や進捗状況等について点検し、適切な進行管理を行い、その結果を以後の施策に反映させます。

また、人権を取り巻く社会情勢の変化や、国や岐阜県の取り組み状況等を踏まえ、本指針を変更する必要性が生じた場合には、その見直しを行います。

5 施策体系

基本理念に基づき、以下のような体系で人権に関わる取り組みを推進します。

人権教育・啓発の推進

1

家庭・地域における
人権教育・啓発

施策1 家庭における人権教育・啓発
施策2 地域における人権尊重の環境づくり

2

学校等における
人権教育・啓発

施策1 教育活動を通じた人権尊重意識の醸成
施策2 安心して学習できる環境の充実
施策3 教職員・保育士等の資質の向上

3

職場における
人権教育・啓発

施策1 行政における人権教育・啓発の充実
施策2 企業等への人権教育・啓発

分野別課題における人権施策の推進

1 女性

- 施策1 男女共同参画や男女平等の意識づくり
- 施策2 女性の社会参加の促進
- 施策3 女性への暴力の根絶と被害者支援
- 施策4 家庭と仕事の調和の推進

2 子ども

- 施策1 子どもの人権を尊重する意識づくり
- 施策2 子どもへの人権教育の推進
- 施策3 いじめや不登校への対策の推進
- 施策4 虐待等の暴力の根絶と被害者支援
- 施策5 子育て支援体制の充実

3 高齢者

- 施策1 高齢者の人権を尊重する意識づくり
- 施策2 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進
- 施策3 高齢者の社会参加の促進
- 施策4 高齢者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

4 障がい者

- 施策1 障がい者の人権を尊重する意識づくり
- 施策2 障がい者の権利擁護・虐待防止の推進
- 施策3 障がい者の自立支援と社会参加の促進
- 施策4 相談体制や情報提供体制の充実
- 施策5 障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

5 同和問題

- 施策1 同和問題についての教育・啓発
- 施策2 相談体制の充実
- 施策3 えせ同和行為の根絶

6 外国人

- 施策1 国際理解や外国人の人権を尊重する意識づくり
- 施策2 外国人が安心して暮らせるまちづくり

7 感染症患者

- 施策1 感染症についての正しい理解促進
- 施策2 感染症患者が安心して暮らせる体制整備

8 その他の人権

- インターネットによる人権侵害
- 刑を終えて出所した人
- 犯罪被害者やその家族
- 性的指向・性自認を理由とする人権問題
- 災害に伴う人権問題
- ホームレス
- アイヌの人々
- 北朝鮮当局による拉致問題等
- 人身取引（トラフィッキング）

6 重点事項

重点事項1 学校等における人道教育の推進

子どもの豊かな心や思いやりを育むためには、早いうちから人道精神を学び伝えることが大切です。本町は、杉原千畝氏が生まれ育ったまちという特色を活かし、保育・教育の現場において、多様な方法で人道教育を推進します。

具体的な取り組み

- 町内すべての小中学校において、杉原千畝氏の功績や、世界の人権問題及び児童生徒の学習結果を展示した「人道の部屋」を設置し、基本的人権を尊重する心を育てます。
- 小中学校において、相手を思いやる「あいさつ運動」など日常的な活動や、杉原千畝氏をテーマとした人道創作劇の公演を行うなど、それぞれの学校が特色のある取り組みを行い、人道精神の学びを推進します。
- 幼少期から思いやりの心を育むため、保育園において、人権紙芝居の読み聞かせを行います。
- 杉原千畝氏が赴任していたリトアニアと、ホロコーストが起こったポーランドへ中学生を派遣し、研修やホームステイを通じて、人道精神や国際感覚を養います。

重点事項2 国内外への人道精神の発信

「杉原千畝の心を育んだまち」として、杉原千畝氏の人道精神や命の大切さ、世界平和を、町民はもちろん、観光客等を通じて国内外へ発信します。

具体的な取り組み

- 「杉原千畝記念館」や「人道の丘公園」を起点とし、町内外だけでなく、国内外からの来訪者に対して人道精神について発信します。
- 杉原千畝氏の命日前後を「杉原ウィーク」とし、杉原千畝記念短歌大会等の各種イベントを行います。
- 異文化交流サークルによる外国人訪問客へのおもてなし交流体験を通して、まちの文化や魅力、思いやりの心を発信します。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発

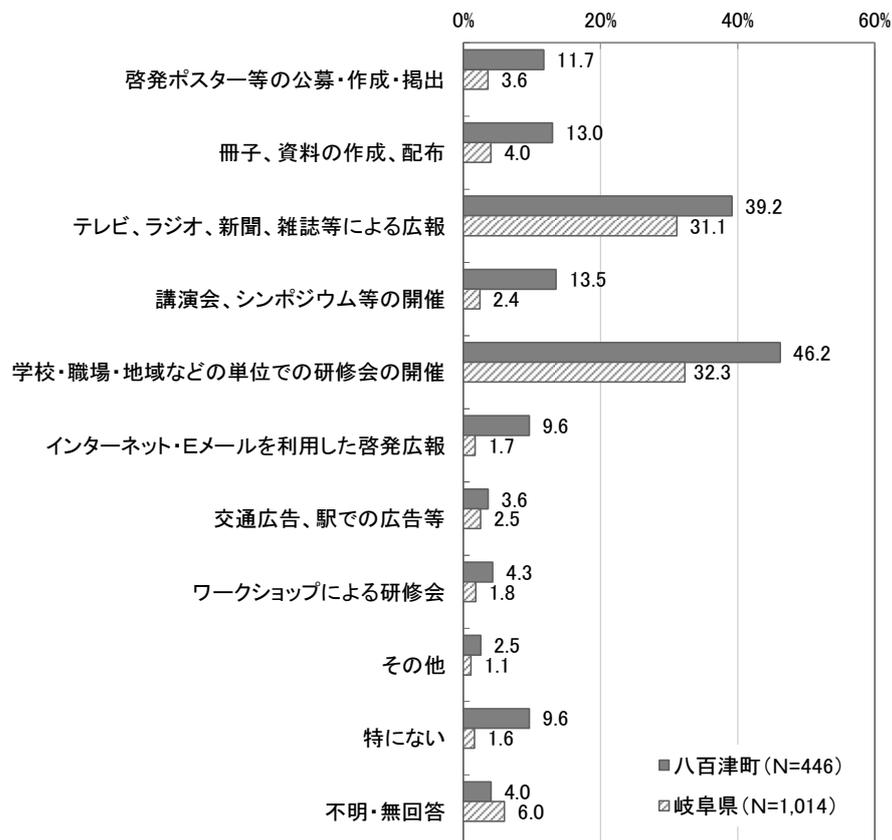
● 現状・課題

家庭は、子どもの人格を形成するうえで重要な場であり、人権意識を養う場でもあります。子どもは日常生活や家族とのふれあいを通して、豊かな心、思いやり、命を大切にする心、善悪の判断等の基礎を育みます。しかしながら、昨今の少子化や核家族化等により、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭における子育て力・教育力の低下が指摘されており、それに伴って子どもへの虐待や親への暴力等、様々な問題が生じています。また、高齢化の進展により、寝たきりや認知症等、介護や支援を必要とする高齢者が増加しています。要介護者を抱える家族の心身の負担は非常に重く、その結果、要介護者に対する虐待や介護放棄等の問題が生じています。

地域社会は人々が交流し、生活をする場です。一人ひとりが豊かで充実した生活をするには、地域社会の中でお互いの人権を尊重し合い、生きがいを持って暮らせる環境づくりが必要です。一方で、社会情勢の変化から地域のつながりが薄くなっている傾向がみられます。町民の人権意識を啓発するとともに、世代や分野を超えた交流を促進するなど、町民同士がお互いに理解を深められる取り組みを推進する必要があります。

本町においても、誰もが生きがいを持ち、活躍できる地域社会づくりが求められます。家庭、地域、行政等が連携、協力し、社会変化や町民のニーズを踏まえた人権教育、啓発への取り組みが必要です。

■ 人権侵害への認識を深めるために求められる人権教育・人権啓発の方法



施策1 家庭における人権教育・啓発

取り組み	主な担当課
● 家庭において男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すための広報・啓発活動を実施します。	総務課
● 子育て中の保護者を対象に、家庭教育に関する学習の機会を提供します。	教育課
● 「家庭の日（毎月第3日曜日）」に合わせて家族で参加できる活動を推進し、家族がふれあうことの重要性を啓発します。	教育課
● 子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、子育て中の保護者への情報提供を行います。	健康福祉課
● 生涯学習施設等と連携し、男性も参加できる料理・家事等に関する講座の開催等により、男性の家庭参加を促進します。	教育課
● 介護に関する相談支援や情報提供を充実し、家族介護を支援します。	健康福祉課
● 広報やホームページ、パンフレット等を通して、様々な人権意識の醸成を図ります。	総務課

施策2 地域における人権尊重の環境づくり

取り組み	主な担当課
● 町民一人ひとりが人権を自分の課題として捉え行動できるよう、人権講演会を開催します。	総務課 教育課
● 杉原千畝氏を顕彰し、平和・命・思いやりをテーマとした杉原千畝記念短歌大会を開催します。	地域振興課
● 人権に関する講座やシンポジウムを開催し、人道精神の普及・啓発を図ります。	タウンプロモーション室
● 地域において男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すための広報・啓発活動を実施します。	総務課
● 公民館活動を通して、地域における多世代交流の機会を提供します。	教育課
● 地域における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣の解消を図るため、情報提供や啓発活動を行います。	総務課
● 地域における多様な政策や方針を決定する過程への、女性参画を促進します。	総務課
● 人権擁護委員による相談支援を行います。	総務課

2 学校等における人権教育・啓発

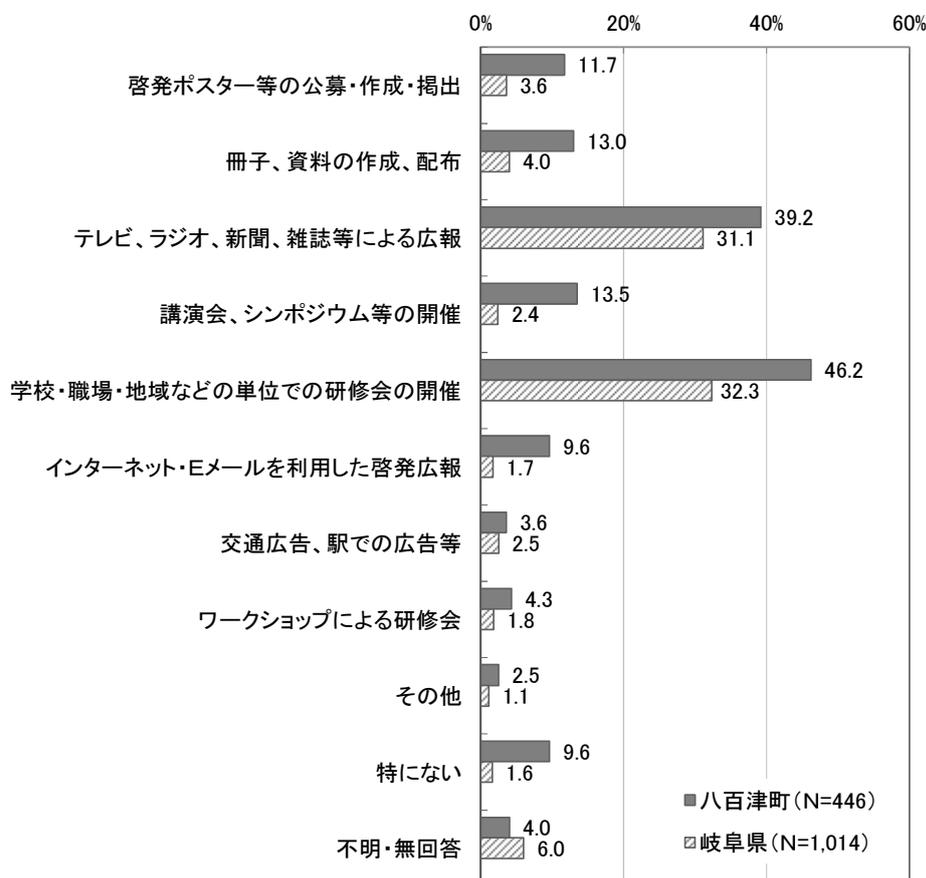
● 現状・課題

人権に関する問題は多岐に渡るため、子どもが様々な人権問題に対する知識や適切な対応を身につけるには、学校や保育園が果たす役割は重要です。学校や保育園の中で自らの大切さや他の人を尊重する意識が育まれるような教育・保育環境をつくることが求められます。一方で、子どもを取り巻く環境は変化しており、いじめや体罰、不登校をはじめとする様々な課題がみられ、深刻な社会問題となっています。そのため、子どもたち一人ひとりが互いに違いを認め、相手を尊重し、互いに信頼できる人間関係を築くことができるよう、教職員や保育士等が意識を持つことや、人権を侵害する事態が発生した際の適切な対応も重要です。

アンケート調査によると、人権侵害への認識を深めるために求められる人権教育・人権啓発の方法は、「学校・職場・地域などの単位での研修会の開催」が46.2%と最も高く、学校等における人権教育の重要性がうかがわれます。

本町では、杉原千畝氏の功績を顕彰するため、人道の精神を受け継いだ人道教育に取り組んでいます。小学校の人道創作劇や杉原千畝記念短歌大会を開催するなど、教育活動を通じて子どもたちの人権尊重意識を育てています。また、子どもたちの発達段階に応じた、より効果的な人権教育を実践するために教職員や保育士の指導力の向上が求められます。今後も、子どもたちが人権について自ら考え、正しい判断ができるよう、学校、家庭、地域が連携しながら人権教育を推進する必要があります。

■ 人権侵害への認識を深めるために求められる人権教育・人権啓発の方法(再掲)



施策1 教育活動を通じた人権尊重意識の醸成

取り組み	主な担当課
● 学校教育において、人権の尊重、家庭や家族における男女平等、男女共同参画についての指導を充実させます。	総務課 教育課
● 八百津町子どもの教育夢プラン「人道プラン」に基づいた教育を実践します。	教育課
● 杉原千畝氏の人道精神を受け継ぎ、思いやりのある人づくりに取り組みます。	教育課
● 就学前教育において、人権尊重精神の基礎を築く取り組みを推進します。	教育課 健康福祉課
● スポーツ少年団等の課外活動を通して、子どもたちの健康な身体を育成し、協調性や自律心の形成に努めます。	教育課
● 地域活動やボランティア活動等の機会を提供し、子どもたちのボランティア精神や社会性を育むとともに、人権尊重の意識を醸成します。	教育課

施策2 安心して学習できる環境の充実

取り組み	主な担当課
● 子どもが学校で安心して学習することができるよう、人権に配慮した教育及び指導を行います。	教育課
● 児童や生徒に対する相談支援体制を整備します。	教育課
● 家庭・地域・行政が連携を強化し、保育園や学校での人権に関する問題の発生防止と対策を図ります。	教育課 健康福祉課

施策3 教職員・保育士等の資質の向上

取り組み	主な担当課
● 人権に対する正しい認識と意識を持った教職員や保育士を育成するため、研修等の機会の充実を図ります。	教育課 健康福祉課
● 教職員や保育士に対し、人権に関する情報提供を行います。	教育課 健康福祉課
● 教職員や保育士が人権について話し合う場を設け、人権教育に関する指導力の向上を図ります。	教育課 健康福祉課

3 職場における人権教育・啓発

● 現状・課題

企業等事業所は、雇用を創出しており、社会に豊かさと活力を生み出すうえで、大きな役割を果たしています。また、地域社会を構成する一員として、豊かな社会づくりに貢献する責任を担っています。一方で、公正な人事採用、障がいのある人の法定雇用、男女間や雇用形態による賃金・配置・昇進の格差、職場内でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のいやがらせ、長時間労働による過労死等、様々な人権問題が山積しています。

わが国では、1986年（昭和61年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行され、男女の均等な機会や待遇の確保について取り組みが進められました。近年では、2015年（平成27年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の施行、2016年（平成28年）に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正等、誰もが働きやすい職場環境の整備が進められています。

また、行政が、町民や企業等事業所に適切な人権教育・啓発や、人権に配慮したサービスの提供を行うためには、町職員一人ひとりが人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身につけるとともに、人権尊重の視点に立って職務を遂行する必要があります。そのため、本町では町職員の人権に関する研修や講演会への参加促進等、学習機会の充実を図っています。今後も、町職員の人権意識の高揚を図るとともに、企業等事業所における人権教育・啓発の推進に向けて、官民が協働し取り組む必要があります。

施策1 行政における人権教育・啓発の充実

取り組み	主な担当課
● 町職員を対象とした人権に関する研修を実施します。	総務課 秘書室
● 町職員を対象に、県が実施する人権に関する研修や講演会等への参加を促進します。	総務課
● 個人情報保護に対する町職員の意識啓発を図ります。	総務課

施策2 企業等への人権教育・啓発

取り組み	主な担当課
● 「男女雇用機会均等法」「障害者雇用促進法」等、労働関係法の周知に取り組みます。	地域振興課
● 企業等事業所に対して、ホームページ、パンフレット等を通して、人権に関する正しい理解の普及と啓発を図ります。	総務課 地域振興課
● 企業等事業所におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に努めます。	総務課 地域振興課
● 企業等事業所を対象に、人権に関する講演会や研修等の実施を推進します。	総務課 地域振興課

第4章 分野別課題における人権施策の推進

1 女性

● 現状・課題

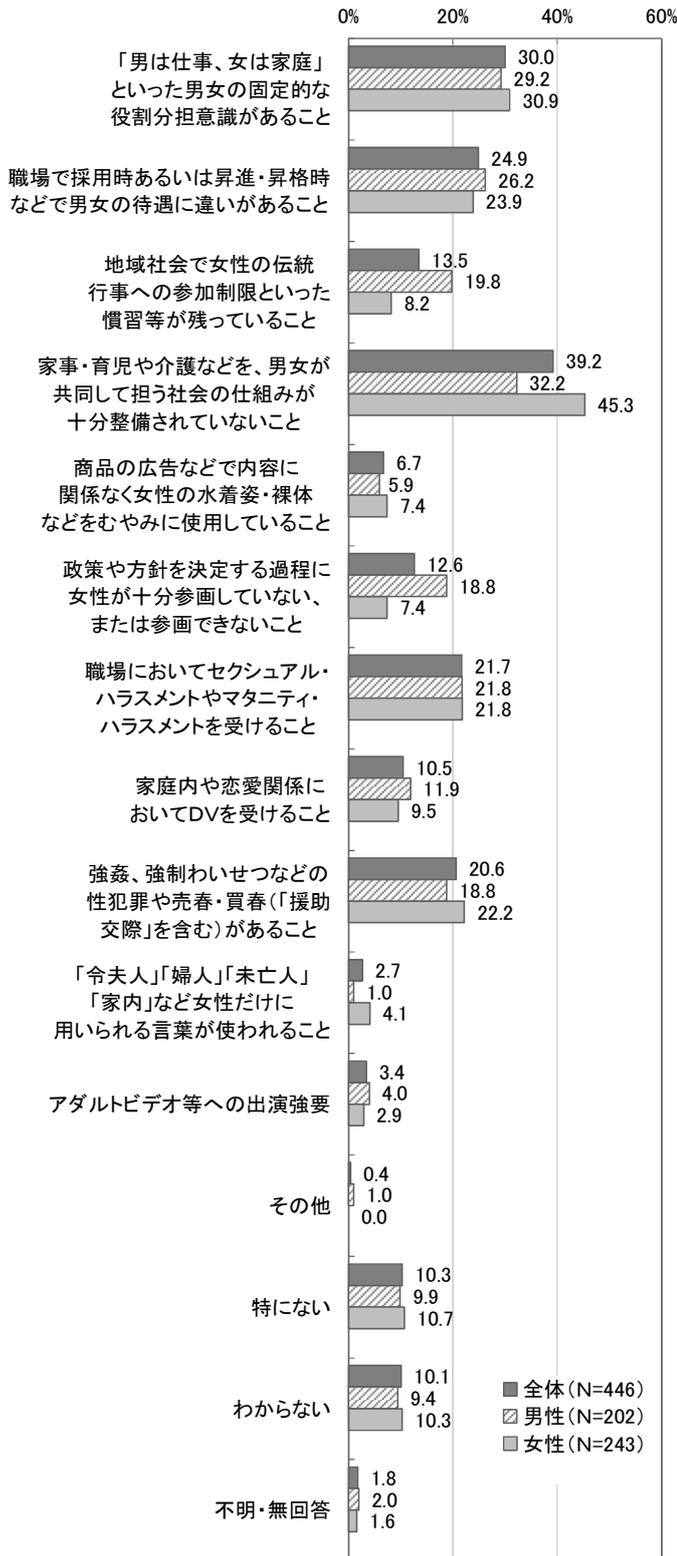
人は性別に関わりなく、人として尊重され人間らしく生きる権利を持っています。しかし、人類の歴史の中で、女性は男性に比べて不利な立場におかれることが多くありました。今日、女性の地位はかなり向上しましたが、依然として女性の就業環境、家事・育児・介護の負担、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、DV等、様々な問題があります。

世界では、1975年（昭和50年）に国連が提唱した「国際婦人年」を一つの節目として、その後10年間を「国連婦人の10年」としました。同年に「国際婦人年世界会議」が開催され、1979年（昭和54年）には「女子差別撤廃条約」が採択され、女性の地位向上等が図られてきました。また、近年では2000年（平成12年）に「女性2000年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されています。

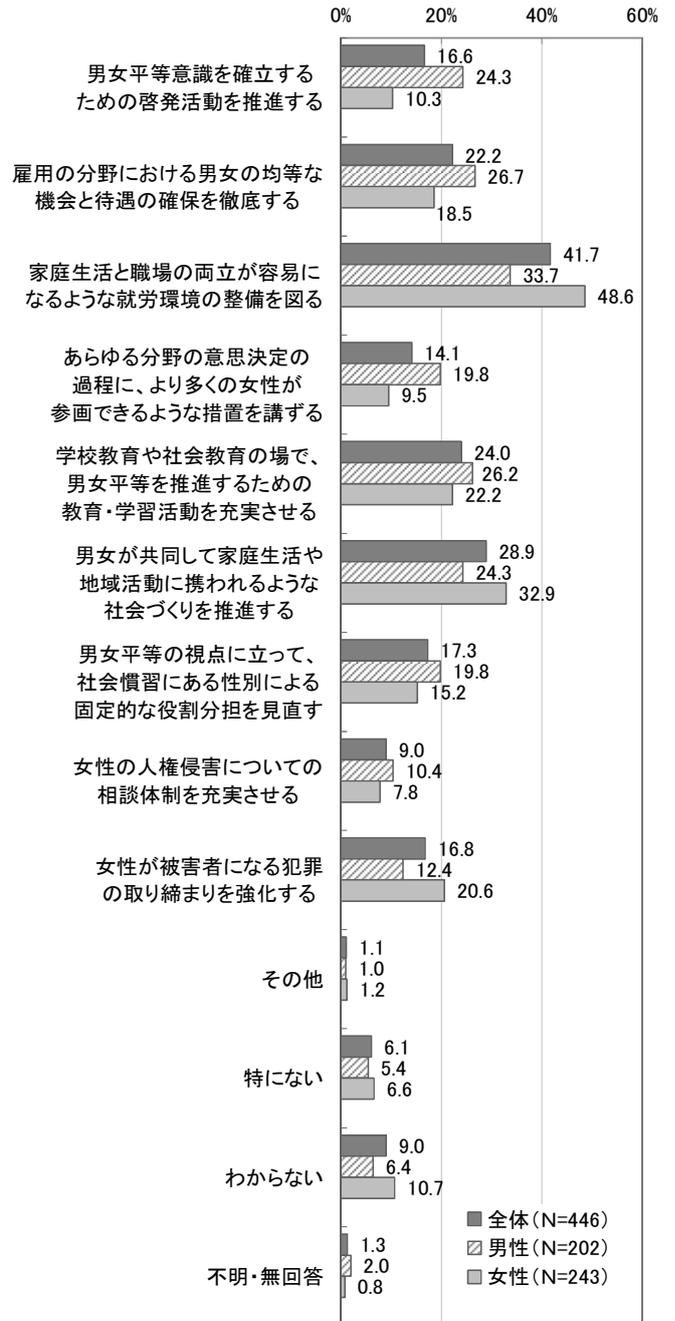
わが国では、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」が批准され、翌年に「男女雇用機会均等法」が施行されました。1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の確立が目指されました。近年では、2015年（平成27年）に「女性活躍推進法」が制定され、女性の働く場での活躍推進に向けた取り組みが進められています。また、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が制定され、女性への暴力の根絶に向けた取り組みが展開されています。

本町では、2015年（平成27年）に「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画への意識改革を推進するとともに、政策・方針の決定過程や労働・雇用における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めています。アンケート調査によると、女性に関することで人権上の問題は、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」が39.2%と最も高く、女性の人権を守るために必要なことは、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が41.7%と群を抜いて高くなっています。職場や家庭等、あらゆる場面で男女が平等に活躍できる意識づくりや、環境づくりが求められます。今後も、男女平等の人権意識の醸成や女性に対する暴力の防止を進めるとともに、女性の社会参加促進や、それを支える子育て支援や介護保険サービスの充実を図ることが求められます。

■女性に関することで人権上の問題



■女性の人権を守るために必要なこと



施策1 男女共同参画や男女平等の意識づくり

取り組み	主な担当課
● 家庭・地域において男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すための広報・啓発活動を実施します。	総務課 教育課
● 学校教育において、人権の尊重、家庭や家族における男女平等、男女共同参画についての指導を充実させます。(再掲)	総務課 教育課
● 男性や若い世代の固定的な性別役割分担意識を解消するため、広報・啓発活動を推進します。	総務課
● 公共施設等での生涯学習を通して、男女共同参画についての啓発を拡充します。	総務課 教育課
● 地域における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣の解消を図るため、情報提供や啓発活動を行います。(再掲)	総務課
● 「男女雇用機会均等法」等の法令について、わかりやすい広報等による周知を図ります。	総務課 地域振興課
● 生涯学習施設等と連携し、男性も参加できる料理・家事等に関する講座の開催等により、男性の家庭参加を促進します。(再掲)	教育課
● 教職員や保育士が男女平等教育を推進できるよう、研修等の機会の充実を図ります。	健康福祉課 教育課

施策2 女性の社会参加の促進

取り組み	主な担当課
● 「女性活躍推進法」について、わかりやすい広報等による周知を図ります。	総務課
● 企業等事業所におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止に努めます。(再掲)	地域振興課
● 町議会や審議会等への女性の参画拡大に努めます。	総務課 議会事務局
● 女性職員の管理職への積極的な登用を図ります。	秘書室

施策3 女性への暴力の根絶と被害者支援

取り組み	主な担当課
● DV等の被害者の救済体制及び相談体制の拡充を図ります。	健康福祉課
● DV等の相談に当たる町職員、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員の研修の充実を図ります。	総務課 健康福祉課
● 若年層を対象としたDV等の予防啓発や、教育・学習の充実を図ります。	教育課
● 「八百津町要保護児童・DV防止対策地域協議会」をはじめ、多様な機関が連携し、DVの未然防止、早期発見・早期対応を図ります。	健康福祉課

施策4 家庭と仕事の調和の推進

取り組み	主な担当課
● 生涯学習施設等と連携し、男性も参加できる料理・家事等に関する講座の開催等により、男性の家庭参加を促進します。(再掲)	教育課
● 学校や地域等において、男女が協力して子育てをすることの大切さについての学習機会を提供します。	教育課
● 子育て親子の交流の場の設置、子育てに関する情報提供等を通して、地域の子育てを支援します。	教育課 健康福祉課
● 助け合い組織の強化や配食サービス等、地域内外での助け合い活動による高齢者の生活支援の充実により、家族介護の負担軽減を図ります。	健康福祉課

2 子ども

● 現状・課題

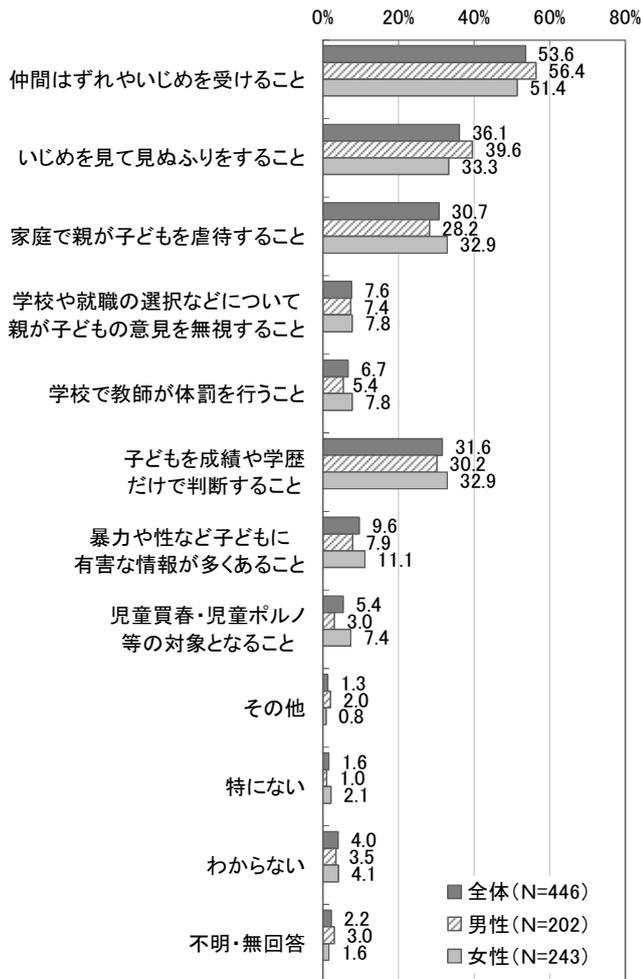
子どもは発達の過程にありますが、一人の人間として、大人と同じように自由と権利を持っています。次代を担うすべての子どもが健やかに個性豊かに育ち、社会の新しい担い手として成長できるよう、地域社会を形成していくことが求められます。しかし、近年は、核家族化や少子化、共働き家庭の増加、家庭や地域の子育て力の低下、インターネットやスマートフォンの普及等、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。こうした中で、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、虐待、子ども自身が犯罪に巻き込まれるなど、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

世界では、1959年（昭和34年）に国連において「児童の権利に関する宣言」が採択され、児童に特別な保護を与えることの必要性が明確にされました。その後も貧困による児童売買や、児童虐待等が報告されていたため、1979年（昭和54年）を「国際児童年」とすることが採択されました。また、1989年（平成元年）には子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択されました。

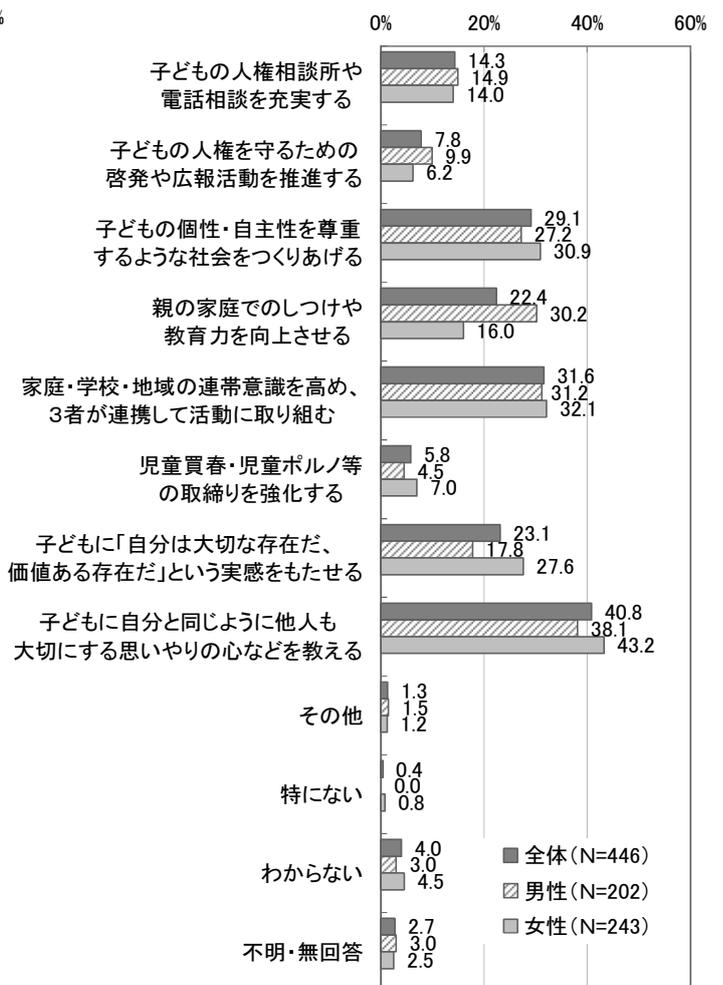
わが国では、1948年（昭和23年）に「児童福祉法」が施行され、1951年（昭和26年）には「児童憲章」が定められ、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきました。また、1994年（平成6年）、国連で採択された「子どもの権利条約」を批准し、子どもの最善利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。その後、1999年（平成11年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）の施行、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）の施行等の法整備が進んでいます。近年では、2013年（平成25年）に「いじめ防止対策推進法」（いじめ対策法）、2014年（平成26年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策法）が施行され、現在の子どもに関する社会課題への対応が進められています。

本町では、2015年（平成27年）に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援等の施策を推進しています。アンケート調査によると、子どもに関することで人権の問題は、「仲間はずれやいじめを受けること」が53.6%と最も高く、次いで「いじめを見て見ぬふりをすること」が36.1%となっており、いじめへの関心が高いことがわかります。また、子どもの人権を守るために必要なことは、「子どもに自分と同じように他人も大切に思いやりの心などを教える」が40.8%と最も高く、次いで「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、3者が連携して活動に取り組む」が31.6%となっています。行政、企業、学校、地域が、「子どもの育ちと子育て支援は社会全体で取り組む重要な課題である」という共通認識を持ち、協働して支援に取り組むことが求められます。

■子どもに関することで人権上の問題



■子どもの人権を守るために必要なこと



施策 1 子どもの人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 青少年育成町民会議と教育課が共催する「青少年を育てる会」において、中・高校生の代表者による「少年の主張大会」を開催します。	教育課
● 広報やホームページ、回覧板等を通して、子どもの人権についての意識啓発を図ります。	教育課
● 子どもの人権に関する講演会等、学びの場の提供を図ります。	健康福祉課
● 「子ども・子育て支援事業計画」の推進・周知を図ります。	健康福祉課
● 「子どもの権利条約」の周知を図ります。	教育課
● 公民館活動を通して、地域における多世代交流の機会を提供します。(再掲)	教育課

施策2 子どもへの人権教育の推進

取り組み	主な担当課
● 八百津町子どもの教育夢プラン「人道プラン」に基づいた教育を実践します。(再掲)	教育課
● 杉原千畝氏の精神を継承するため、小中学校において、相手を思いやる「あいさつ運動」など日常的な活動や、杉原千畝氏をテーマとした人道創作劇の公演を行うなど、それぞれの学校が特色のある取り組みを行い、人道精神の学びを推進します。	教育課
● 県が人権週間に設けている「ひびきあいの日」(2018年(平成30年)から「ひびきあい活動」に変更)を通して、人権施策を推進します。	教育課
● 杉原千畝氏の人道精神を受け継ぎ、思いやりのある人づくりに取り組みます。(再掲)	教育課
● 家庭教育力の向上のため、家庭教育学級の開催や「家庭の日(毎月第3日曜)」を活用した啓発活動を推進します。	教育課
● 中・高校生を対象に保育体験を実施し、生命の尊さ、子どもと関わることの楽しさ、大変さを学ぶ機会を提供します。	教育課
● 地域活動やボランティア活動等の機会を提供し、子どもたちのボランティア精神や社会性を育むとともに、人権尊重の意識を醸成します。	教育課

施策3 いじめや不登校への対策の推進

取り組み	主な担当課
● いじめや不登校等の問題に学校全体で取り組み、安全・安心な居場所を子どもに提供します。	教育課
● 不登校の子どもを持つ保護者が気軽に相談できる会を定期的で開催し、交流や相談を行います。	教育課
● 不登校等の学校不適應に対応するため、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。	教育課
● 深刻ないじめの防止を図るため、道徳・人権教育を推進します。	教育課
● 携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用に関する情報モラル教育を推進します。	教育課
● いじめ等による自殺を未然に防止するため、児童生徒の観察や定期的なアンケートの実施などにより、児童生徒の様子を把握します。	教育課

施策4 虐待等の暴力の根絶と被害者支援

取り組み	主な担当課
● 「八百津町要保護児童・DV防止対策地域協議会」を中核に虐待の防止、早期発見・対応を図るとともに、岐阜県子ども相談センターとの連携を強化します。	健康福祉課
● 教職員、保育士、保健師等による子どもの心身状態の観察を行い、虐待の早期発見に努めます。	教育課 健康福祉課
● 民生委員児童委員、主任児童委員と町民の連携を強化し、虐待の早期発見に努めます。	健康福祉課
● 特別な支援を要する子どもやその保護者の確実な把握を図り、必要に応じて養育支援訪問等を実施します。	健康福祉課

施策5 子育て支援体制の充実

取り組み	主な担当課
● 認定こども園における幼児期の教育・保育の充実、3歳未満児の保育ニーズへの対応を促進します。	健康福祉課
● 一時預かりや放課後児童クラブ等、多様な託児サービスの提供体制を整備します。	健康福祉課
● 子育て支援センターの機能の充実を図り、子育て相談・情報提供等、子育て中の保護者への支援活動を行います。	健康福祉課

3 高齢者

● 現状・課題

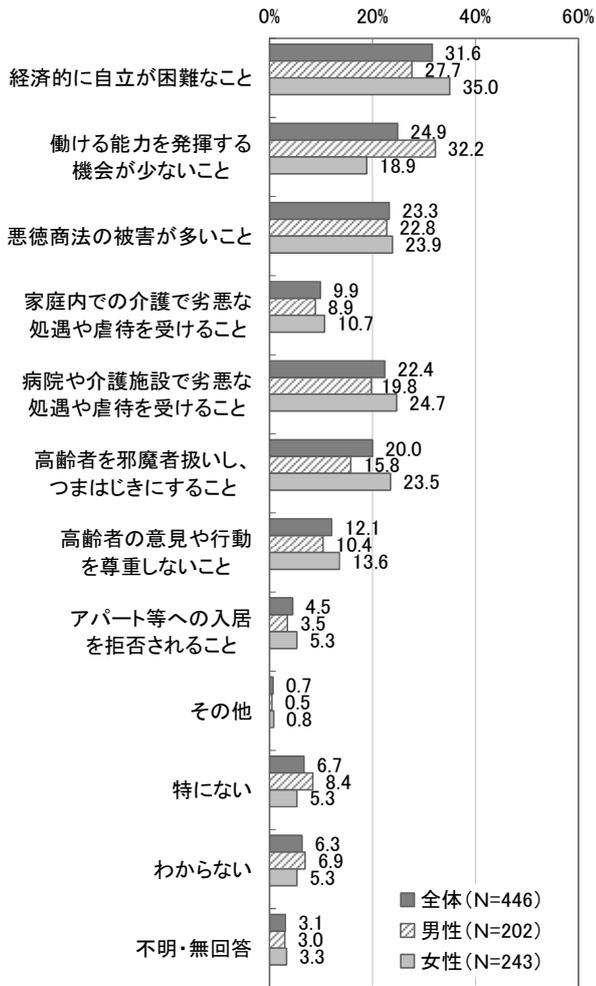
わが国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景に、これまでに経験したことのない長寿・高齢社会を迎えています。今後も高齢化が進み、介護を要する高齢者や認知症高齢者の急速な増加が予想されています。それに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、家族等による高齢者の財産等の無断処分など、高齢者の人権を侵害する問題が起こっています。

国連では、1982年（昭和57年）に「高齢化に関するウィーン国際行動計画」が採択されました。1991年（平成3年）には「高齢者のための国連原則」が採択され、高齢者の地位について普遍的な基準が設定されています。1992年（平成4年）には、国連総会において、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とする決議がされ、高齢者の独立や社会参加、保護等に関する取り組みを進めることとされています。

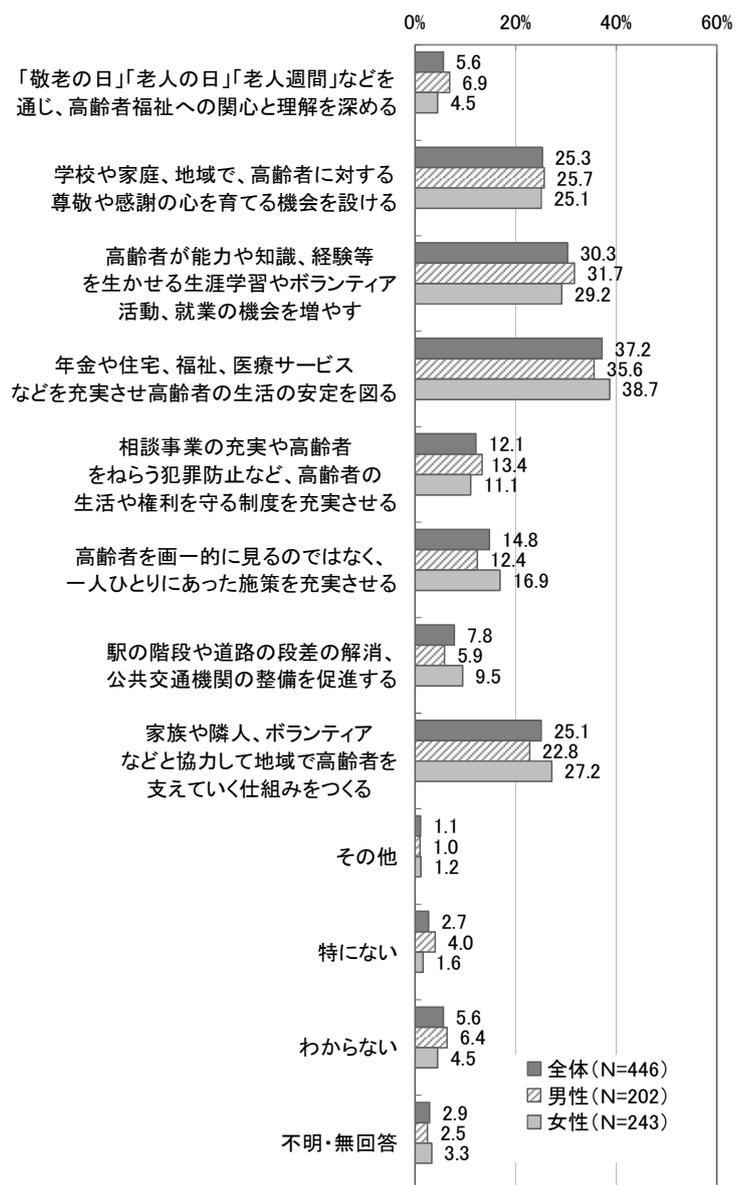
わが国では、介護保険制度が2000年（平成12年）から開始されました。高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等に対応するため、2006年（平成18年）には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

本町では、3年ごとに「介護保険事業計画・老人福祉計画」の策定、見直しを行っており、介護保険制度や高齢者の状況を踏まえた介護保険施策、高齢者福祉施策を推進しています。また、アンケート調査によると、高齢者に関することで人権上の問題は、「経済的に自立が困難なこと」が31.6%と最も高く、次いで「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が24.9%となっています。高齢者の人権を守るために必要なことは、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実させ高齢者の生活の安定を図る」が37.2%と最も高く、次いで「高齢者が能力や知識、経験等を生かせる生涯学習やボランティア活動、就業の機会を増やす」が30.3%となっています。今後も、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の人権に対する意識を啓発するとともに、経済的な自立への支援や生活サービスの充実が求められます。

■高齢者に関することで人権上の問題



■高齢者の人権を守るために必要なこと



施策1 高齢者の人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 公民館活動を通して、地域における多世代交流の機会を提供します。(再掲)	教育課
● 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、温かく見守りながら、できる範囲で手助けする認知症サポーターを養成します。	健康福祉課
● 学校において高齢者を尊重する福祉教育を推進します。	教育課
● ボランティア活動等を通して、高齢者と子どもの交流を図ります。	教育課
● 広報やホームページ、パンフレット等を通して高齢者の人権についての意識啓発を図ります。	健康福祉課

施策2 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

取り組み	主な担当課
● 「八百津町見守りネットワーク事業」において、町内で営業する事業所等と見守りに関する協定を結び、高齢者虐待の早期発見につなげます。	健康福祉課
● 地域の見守りネットワークによる高齢者虐待の早期発見や、支援の必要な高齢者の把握に努めます。	健康福祉課
● 「高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、虐待の早期発見と地域包括支援センターへの情報提供体制づくり、関係機関との連携の強化を図ります。	健康福祉課
● 判断能力が十分でない認知症高齢者に対して成年後見制度、任意後見制度等を周知し、利用を促進します。	健康福祉課
● 判断能力が十分でない認知症高齢者が、地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業の利用を促進します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
● 高齢者を介護する家族等を支援するため、家族同士の交流会の実施や、寝たきりの高齢者世帯への日常生活用具給付等を行います。	健康福祉課

施策3 高齢者の社会参加の促進

取り組み	主な担当課
● 高齢者が自己の労働能力を活かし、生きがいを持って生活できるよう、シルバー人材センターを通じた就労支援を行います。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
● 老人クラブ、ふれあいいきいきサロン等、高齢者同士の交流の機会を提供し、参加を促進します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
● 健康な体と豊かな心を育むため、公民館講座や総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ 802」等、生涯学習・生涯スポーツへの高齢者の参加を促進します。	教育課
● 町内の道路や公共施設、民間施設のバリアフリー化を促進し、高齢者にやさしい環境整備を推進します。	建設課 健康福祉課
● 訪問型サービスD（移動支援）、福祉用具の貸与、移送サービス「福祉有償運送」等、高齢者に対する移動支援の充実を図ります。	健康福祉課

施策4 高齢者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

取り組み	主な担当課
● 地域包括支援センターにおける高齢者総合相談の窓口機能を強化します。	健康福祉課
● 各地区を対象に、1か月に2か所ずつ巡回相談会を実施します。	健康福祉課
● 地域包括支援センターや県等の関係機関との連携を強化し、様々な相談に応じられる相談支援体制のネットワークを構築します。	健康福祉課
● 広報やケーブルテレビを通して高齢者に必要な情報を提供します。	総務課
● 高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、防災体制を強化するとともに、防犯対策を推進します。	総務課
● 介護保険サービスや地域支援事業等の利用を促進します。	健康福祉課
● 町営住宅のバリアフリー化、住宅改修費の支給、養護老人ホームの適正利用等を推進し、高齢者が生活しやすい住環境を整備します。	建設課 健康福祉課

4 障がい者

● 現状・課題

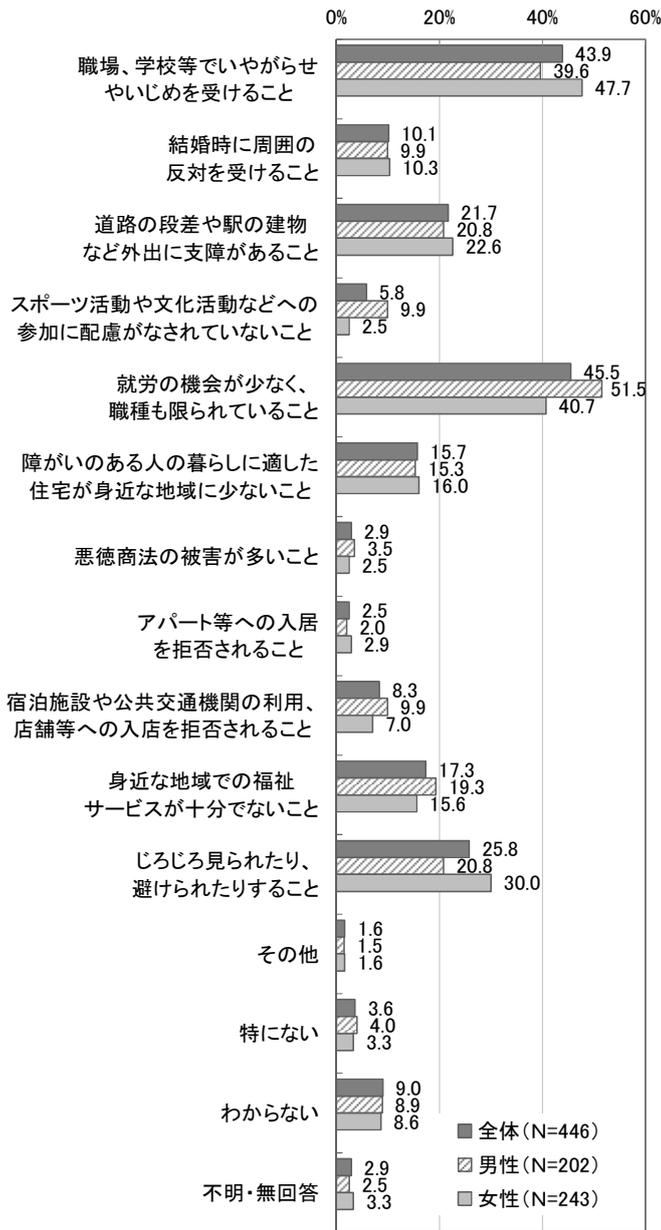
障がいのある人は社会に存在する様々な物理的・社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、家族等による介助がなければ生活が成り立たない人も多く、家族等の負担や不安の大きさが問題となっています。障がいのある、なしに関わらず、すべての人に住みよいノーマライゼーション社会の理念は、わが国においても徐々に普及してきていますが、一方で、偏見や差別も依然としてみられ、こうした考えによる事件も引き起こされているため、障がいに対する適切な理解の促進が大切となります。

国連では1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とし、「完全参加と平等」というテーマにのっとり、障がいのある人に対する社会の取り組みは大きく前進しました。翌年には「障害者に関する世界行動計画」を定め、1983年（昭和58年）からの10年間を「国連・障害者の10年」と宣言しました。また、2006年（平成18年）には「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、様々な分野で障がいのある人の権利を保障するための取り組みを締約国に求めています。

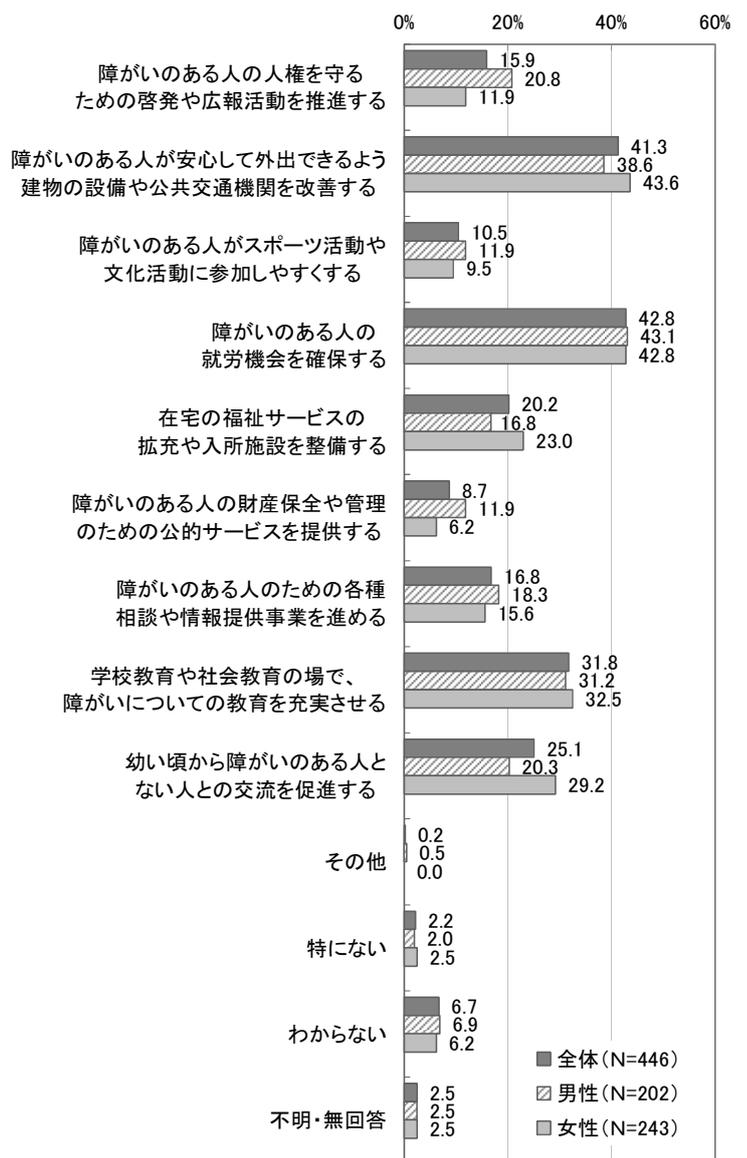
わが国では、1993年（平成5年）に施行された「障害者基本法」において、すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが基本理念としてうたわれています。2004年（平成16年）の改正では、障がいを理由とする差別禁止の理念が明記され、2011年（平成23年）の改正では、障がいのある人と他者が共生することができる社会の実現が新たに規定されるなど、「障害者権利条約」の理念を踏まえた改正が行われ、2014年（平成26年）に「障害者権利条約」が批准されました。また、2012年（平成24年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、2013年（平成25年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）、2016年（平成28年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されるなど、障がい者施策に関する法整備が進められています。

本町では、「障がい者福祉計画」の策定・見直しを定期的に行っており、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。アンケート調査によると、障がいのある人に関することで人権上の問題は、「就労の機会が少なく、職種も限られていること」が45.5%と最も高く、次いで「職場、学校等できやがらせやいじめを受けること」が43.9%となっています。障がいのある人の人権を守るために必要なことは、「障がいのある人の就労機会を確保する」が42.8%と最も高く、次いで「障がいのある人が安心して外出できるよう建物の設備や公共交通機関を改善する」が41.3%となっています。障がいのある人が地域で安心して生きがいを持って暮らせる社会を築くためには、障がいへの理解を促進するとともに、就労支援や生活支援、相談体制、情報提供の充実が必要となっています。

■障がいのある人に関することで人権上の問題



■障がいのある人の人権を守るために必要なこと



施策1 障がい者の人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 町や社会福祉協議会の広報、ホームページ等で、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発活動を行います。	健康福祉課
● 町産業文化祭や障がい者週間等、様々な機会を通して、障がいや障がい者への理解を深めるための啓発活動を行います。	健康福祉課
● 教職員、児童生徒、保護者を含め学校全体で障がい者理解の促進に取り組みます。	健康福祉課 教育課
● 障がいや障がい者への理解を深め、助け合いの心を育むため、福祉教育プログラムの充実や学校間の情報交換を図ります。	教育課
● 障がいを理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供、インクルーシブ教育等の障害者権利条約の基本的な考え方について周知を図ります。	健康福祉課
● 社会福祉協議会にあるボランティアセンターを中心に、障がい者の支援を行うボランティア活動を支援します。	健康福祉課
● 公民館活動や老人クラブ、地域活動等を通して、障がい者との交流を促進します。	教育課 健康福祉課

施策2 障がい者の権利擁護・虐待防止の推進

取り組み	主な担当課
● 町や社会福祉協議会の広報、パンフレット等を活用し、障がい者の虐待を防止するための周知・啓発を図ります。	総務課
● 障がい者の虐待を防止するため、相談・情報提供体制を充実します。	健康福祉課
● 障がい者虐待防止センターを中心に、早期に対応できる体制の構築、窓口職員の研修、事例の調査研究等、虐待防止に関する施策を行います。	健康福祉課
● 成年後見制度等の権利擁護に関わる体制を整備します。	健康福祉課
● 地域包括支援センターと連携し、権利擁護についての相談支援や関係機関との調整等、体制の整備を図ります。	健康福祉課
● パンフレット等の広報媒体を活用し、成年後見制度を周知します。	健康福祉課

施策3 障がい者の自立支援と社会参加の促進

取り組み	主な担当課
● ひまわりの丘障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等の労働関係機関と連携し、障がい者の就労支援を図ります。	健康福祉課
● 障がい者の社会参加を促進するため、生涯学習やスポーツ、レクリエーション、文化活動を推進します。	教育課
● 障がいがあっても暮らしやすい生活環境を整備するため、ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する啓発活動を行います。	健康福祉課
● 屋外での移動が困難な障がい者が外出する際に、付き添いや移動等の支援を実施するとともに、サービスの周知と利用促進を図ります。	健康福祉課
● 聴覚や音声・言語機能等の障がいのある人に、手話通訳や要約筆記の派遣等、コミュニケーション支援を行います。	健康福祉課

施策4 相談体制や情報提供体制の充実

取り組み	主な担当課
● 身体・精神・療育の専門職（保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等）による相談を実施します。	健康福祉課
● 必要に応じて個別支援会議を設置し、個別事案について関係機関と連携を密にし、充実した支援体制を整備します。	健康福祉課
● 町内外の各種相談機関や民生委員児童委員、身体・知的障がい者相談員、相談支援専門員等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	健康福祉課
● 子育て支援センターや各保育園、親子教室、保健センター等で、子育てや発達についての相談支援を行います。	健康福祉課
● 適切な障がい福祉サービスの利用につながる情報提供の充実を図ります。	健康福祉課

施策5 障がい者やその家族が安心して暮らせる環境づくり

取り組み	主な担当課
● 適切な障がい福祉サービスの利用と、質の高いサービスの提供を図ります。	健康福祉課
● 障がい者が地域で安心して生活できるよう、防災知識の普及・啓発や災害時支援体制の構築、防犯に関する情報提供等、防犯・防災対策を推進します。	防災安全室 健康福祉課
● 介護保険における介護予防・日常生活支援総合事業のように、町民の支援の輪を広げ、高齢者だけでなく障がい者への見守りや生活支援のための体制整備を検討します。	健康福祉課

5 同和問題

● 現状・課題

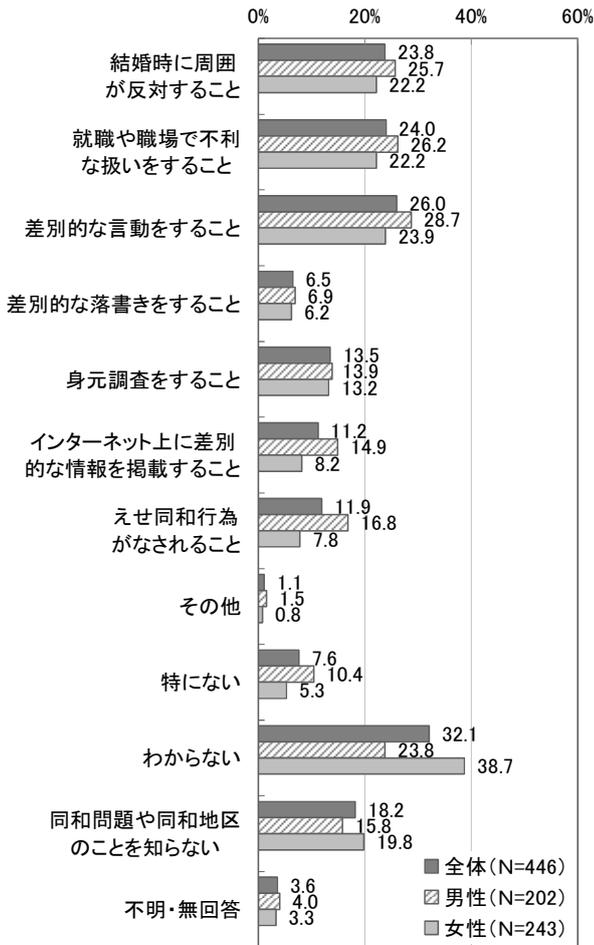
わが国固有の問題である部落差別は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別です。同和地区（被差別部落）の出身であること等を理由に、現在でも、日常生活や結婚、就職等、様々な場面で差別を受け、基本的人権を侵害される事例がみられます。

わが国では、1965年（昭和40年）に提出された同和対策審議会答申において、同和問題は「もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、その解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」という認識がなされました。1969年（昭和44年）には「同和対策事業特別措置法」（同対法）が施行され、同和対策事業や地域改善対策として事業が推進されました。

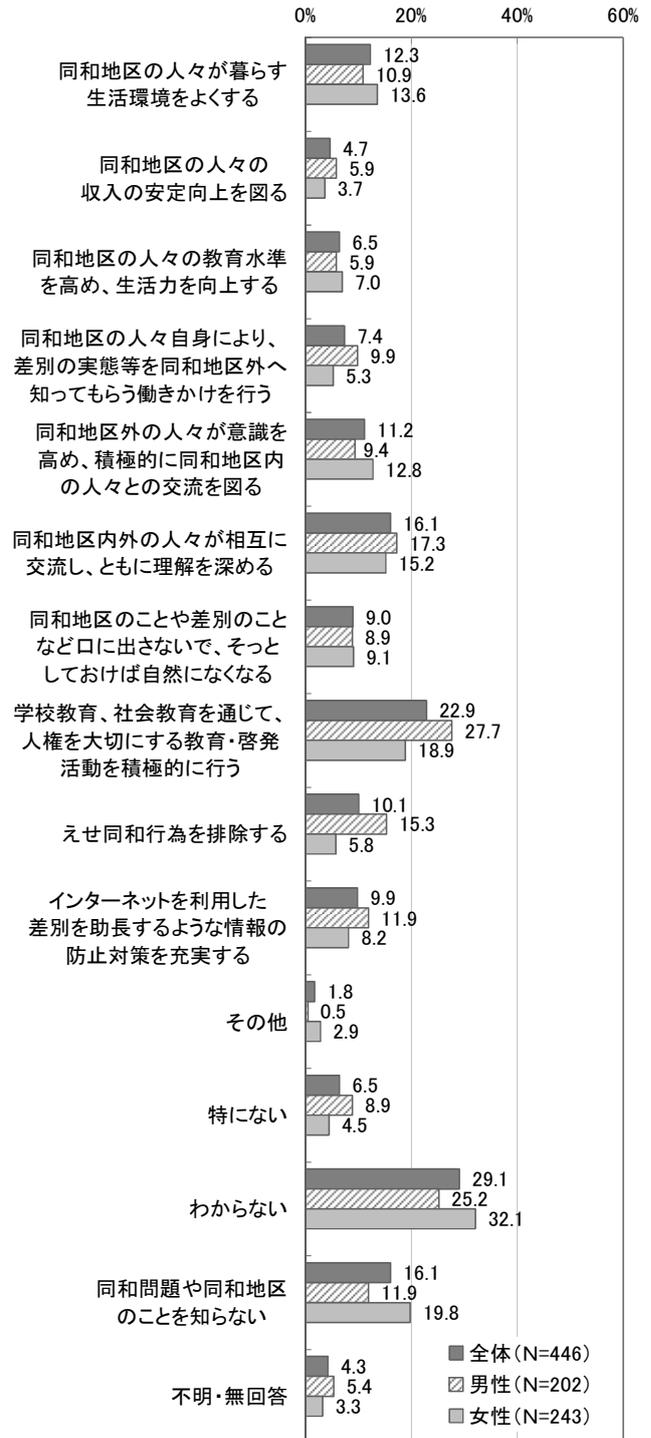
しかし、情報化が進む中でインターネット上での部落差別が生じるなど、部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、2016年（平成28年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進することとしています。

本町では、同和問題に対する正しい知識の普及と理解促進を図るとともに、相談支援や情報提供を進めています。アンケート調査によると、同和問題で実際に起きていると思う問題は、「わからない」が32.1%と最も高く、次いで「差別的な言動をすること」が26.0%となっています。同和問題を解決するために必要なことは、「わからない」が29.1%と最も高く、次いで「学校教育、社会教育を通じて、人権を大切にす教育・啓発活動を積極的に行う」が22.9%となっています。「わからない」という回答が他の設問に比べて多く、同和問題自体への理解や関心が低いことが考えられます。今後も継続的に、同和問題に対する認識を高める教育や啓発活動の充実を図る必要があります。

■ 同和問題で実際に起きていると思う問題



■ 同和問題を解決するために必要なこと



施策 1 同和問題についての教育・啓発

取り組み	主な担当課
● 「部落差別解消法」について、ホームページ等を通じて周知します。	総務課
● 広報やパンフレット、ホームページ等を通じて、同和問題について周知・啓発します。	総務課
● 同和問題に対する理解を促進するため、講演会の実施や「人権週間」を通じた周知を行います。	総務課
● 研修等を通じて、町職員への同和問題に対する意識啓発を図ります。	総務課
● 県が人権週間に設けている「ひびきあいの日」(2018年(平成30年)から「ひびきあい活動」に変更)を通して、同和問題の周知・啓発を図ります。	総務課
● 学校教育の中で、同和問題の正しい知識の習得と理解の促進を図ります。	教育課

施策 2 相談体制の充実

取り組み	主な担当課
● 人権擁護委員による相談支援を行います。(再掲)	総務課
● 法務局や県と連携を強化し、専門的な相談支援体制の充実を図ります。	総務課
● 同和問題を理由とする結婚・就職での差別、インターネット上での差別に対する相談支援や情報提供を行います。	総務課

施策 3 えせ同和行為の根絶

取り組み	主な担当課
● 広報やパンフレット等を通じて、えせ同和行為や同和問題への正しい理解の促進を図ります。	総務課
● えせ同和行為発生時の相談や支援の充実を図ります。	総務課

6 外国人

● 現状・課題

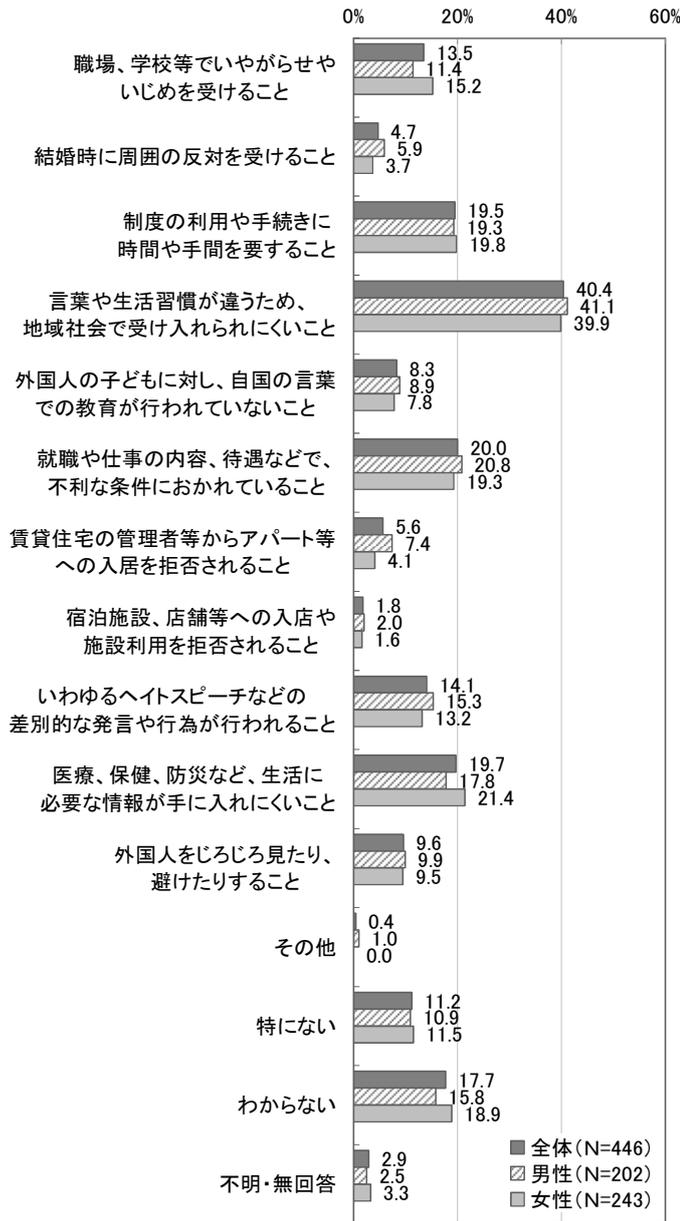
国際化が進展する中、訪日する外国人や日本で生活する外国人は増加傾向にあります。地域においても外国人と接する機会が増えていますが、言語、宗教、文化、習慣等の違いから外国人に対する様々な人権問題が生じています。また、言語の違いにより、外国人が地域で生活していくうえで、行政サービス等の情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないという生活上の問題も指摘されています。

世界では、国連において1948年（昭和23年）に基本的人権尊重の原則を定め、人権保障の目標や基準を初めて国際的にうたった「世界人権宣言」が採択されました。また、1963年（昭和38年）に「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する宣言」、1965年（昭和40年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）が採択され、締約国は人種差別の防止とそのための方策を取ることが義務づけられました。

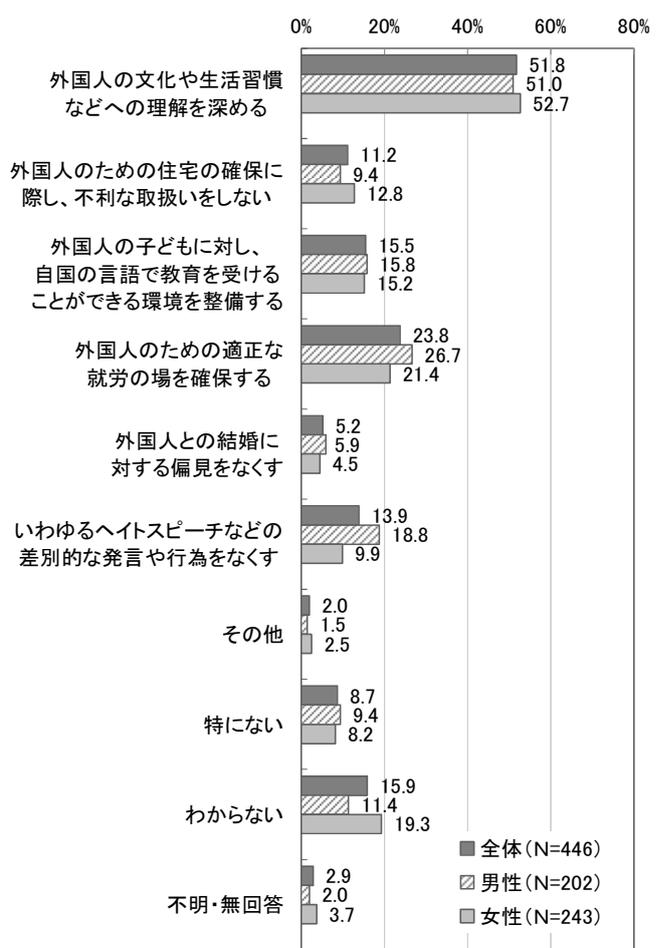
わが国では、1995年（平成7年）に「人種差別撤廃条約」に加入し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取り組みを進めています。また、2016年（平成28年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを解消するため、国が相談体制の整備や教育、啓発活動の充実に取り組むことを責務と定め、地方自治体にも同様の対策に努めるよう求めています。

本町の外国人住民数は、2019年（平成31年）1月1日現在で127人となっています。アンケート調査によると、外国人が地域で生活するうえで人権上の問題は、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」が40.4%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること」が20.0%となっています。また、外国人の人権を守るために必要なことは、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が51.8%と最も高く、次いで「外国人のための適正な就労の場を確保する」が23.8%となっています。今後も、異文化理解や多文化共生の重要性について認識を高めることや、外国人の訪問者に対して人道精神を伝えることが求められます。

■外国人が地域で生活するうえで人権上の問題



■外国人の人権を守るために必要なこと



施策1 国際理解や外国人の人権を尊重する意識づくり

取り組み	主な担当課
● 広報やパンフレット、ホームページ等で、外国人の人権についての周知・啓発を行います。	総務課
● 異文化や外国人に対する理解を促進するため、講演会の実施や「人権週間」を通じた周知を行います。	総務課
● 学校において、国際理解に関する教育を推進します。	教育課
● 中学生の海外派遣事業、高校生の海外留学助成事業を実施します。	教育課
● 異文化交流サークルによる外国人観光客へのおもてなし交流体験を通して、まちの文化や魅力、思いやりの心を発信します。	タウンプロモーション室
● 外国語コミュニケーションツールを活用し、外国語を話すことができない町民でも気軽にコミュニケーションできる体制づくりを推進します。	タウンプロモーション室
● 生涯学習やボランティア活動を通じた国際理解教育や異文化交流を推進します。	教育課 タウンプロモーション室
● 外国人観光客に対して、多言語で杉原千畝氏の功績について発信します。	地域振興課

施策2 外国人が安心して暮らせるまちづくり

取り組み	主な担当課
● 広報やホームページ、パンフレット等の多言語化の充実を図ります。	総務課 タウンプロモーション室
● 外国語による住民サービス等の情報提供を行います。	総務課

7 感染症患者

● 現状・課題

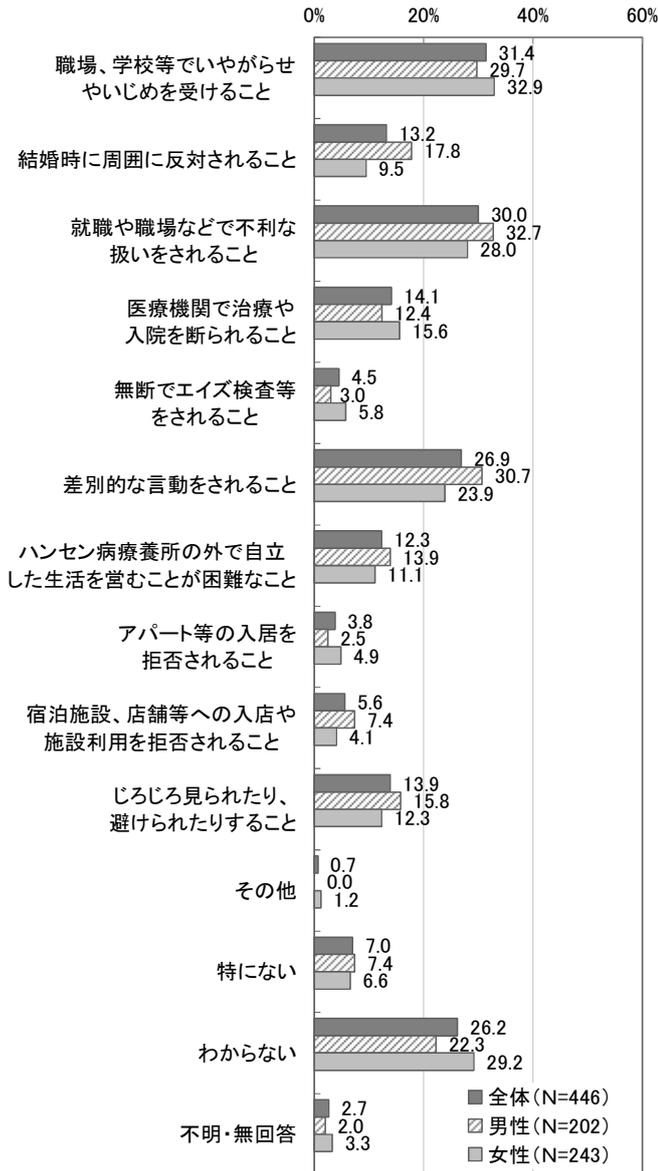
わが国では、現代においても、様々な病気についての正しい知識と理解が十分に普及しているとは言えません。医学的にみて不正確な知識や思い込みにより、感染症患者及びその家族への差別や偏見が根強く残っています。また、今後も、新型インフルエンザ等の新たな感染症によって、差別や偏見が生じる恐れがあります。

ハンセン病は、らい菌による感染症です。現在では、治療方法も確立され、適切な治療により後遺症もなく治癒します。しかし、1996年（平成8年）に国が「らい予防法」を廃止するまでは、強制隔離政策が続けられ、戦前からの誤った知識による差別や偏見が存在しました。2009年（平成21年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を施行し、ハンセン病患者に対する福祉の増進や名誉回復に向けた取り組みが進められています。

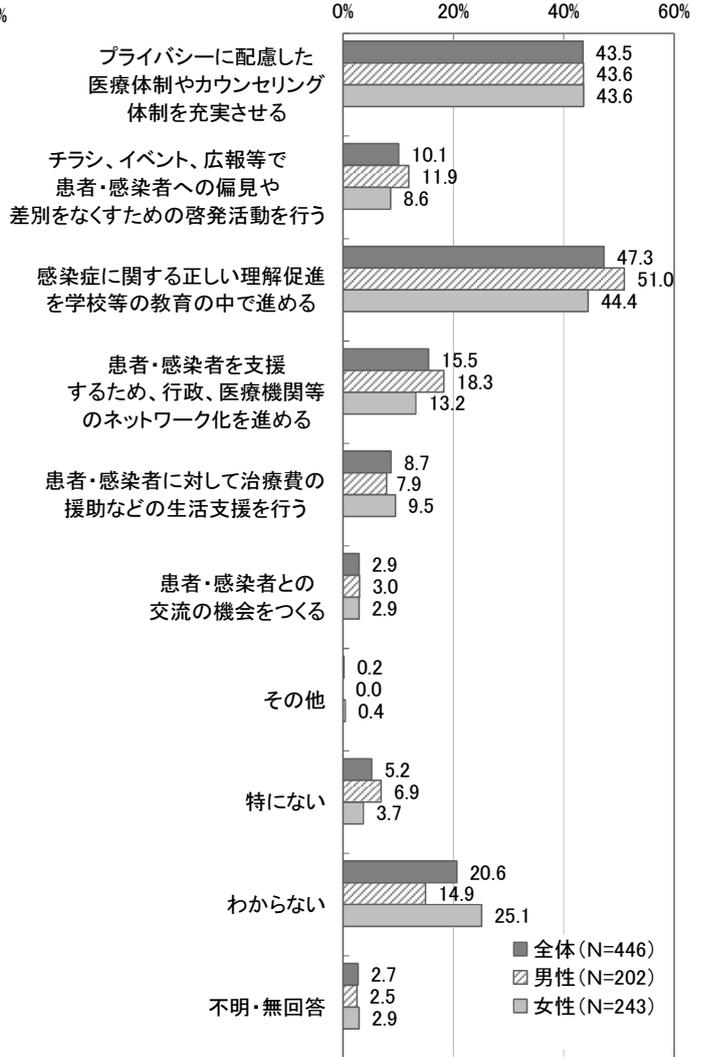
H I V感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患です。感染経路が限られており、予防に関する正しい知識に基づいて日常生活を送れば、感染しないことがわかっています。また、新しい治療薬の開発によって、エイズの発病を遅らせたり、抑えたりすることが可能となりました。わが国では、1989年（平成元年）に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（エイズ予防法）が制定されました。しかし、「治療よりも管理を優先している」との批判を受け、1998年（平成10年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が制定されました。また「感染症法」では、H I V感染者だけでなく、ハンセン病患者を含めた感染症患者の人権を尊重し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療について、総合的に施策を推進することを目的としています。

本町では、感染症についての正しい理解を促進し、感染症患者が安心して暮らせる体制の整備を進めています。アンケート調査によると、感染症患者が地域で生活するうえで人権上の問題は、「職場、学校等でいやがらせやいじめを受けること」が31.4%と最も高く、次いで「就職や職場などで不利な扱いをされること」が30.0%となっています。感染症患者の人権を守るために必要なことは、「感染症に関する正しい理解促進を学校等の教育の中で進める」が47.3%と最も高く、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実させる」が43.5%となっています。感染症等についての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症患者等が安心して医療を受けることができる医療環境の整備が必要となっています。

■ 感染症患者在地域で生活するうえで人権上の問題



■ 感染症患者の人権を守るために必要なこと



施策1 感染症についての正しい理解促進

取り組み	主な担当課
● 広報やパンフレット、ホームページ等で、感染症についての周知・啓発を行います。	総務課
● 「ハンセン病を正しく理解する週間」「世界エイズデー」の周知・啓発を行います。	健康福祉課

施策2 感染症患者が安心して暮らせる体制整備

取り組み	主な担当課
● 人権やプライバシーや個人情報に配慮した相談支援を行います。	健康福祉課
● 感染症患者の就労等に関する情報提供や相談支援を行います。	健康福祉課
● 感染症患者に対する救済制度や支援機関についての情報提供を行います。	健康福祉課

8 その他の人権

現在の日本社会には、先に取り上げた重要課題以外にも、様々な人権問題があります。また、社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が生じる可能性があります。国や県の動向を把握し、関係機関と連携しながら柔軟に対応していく必要があります。

【インターネットによる人権侵害】

急速な情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが気軽に情報の発信・収集ができるようになりました。一方で、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人を誹謗・中傷する書き込みや差別を助長する表現、個人情報の無断掲示等、人権に関わる様々な問題が起きています。近年は、特にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用が多様な分野で進んでおり、大人だけではなく子どもにも人権問題が拡大し、SNSが子どものいじめの温床となっていることや、SNSを介した子どもへの性的被害の増加等が課題となっています。

わが国では、2002年（平成14年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、人権侵害が起きた際の取り締まりを進めています。2009年（平成21年）に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が2018年（平成30年）に改正され、18歳未満の青少年のフィルタリングサービスの義務づけが強化されました。また、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける、いわゆる「リベンジポルノ」の被害が発生しています。こうした実情を鑑み、2014年（平成26年）に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）が施行されました。

町民一人ひとりがインターネットを利用するうえで、利便性と危険性を理解する啓発活動を進めるとともに、インターネットによる人権侵害が起こった際の適切な対応体制を整備する必要があります。また、早い時期からインターネットに対する正しい知識や対応を身につけるため、学校教育を通じてインターネットの正しい利用方法や情報モラルについての学習機会を提供することが求められます。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する差別や偏見は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰することは極めて厳しい状況です。刑を終えて出所した人が、社会の一員として生活を営めるようになるには、本人の強い更生欲とともに、家族、職場、地域社会等、周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別を解消するため、啓発活動を推進する必要があります。

【犯罪被害者やその家族】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉棄損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等、二次的な被害を受けることが問題となっています。

わが国では、2004年（平成16年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、地方公共団体においては、相談体制の整備等が求められています。また、2016年（平成28年）に策定された「第3次犯罪被害者等基本計画」では、損害回復・経済的支援等への取り組み、精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み等の重点課題を挙げています。

本町では、犯罪被害者が受けた被害の回復や軽減を図るため、2018年（平成30年）10月に「八百津町犯罪被害者等支援条例」を公布し、被害者の支援を行う施策を実施しています。

犯罪被害者やその家族に寄り添った相談等を行い関係機関につなげることで、本人やその家族の負担を減らし、平穩な日常生活を取り戻せるよう支援することが求められます。また、「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」や「ぎふ性暴力被害者支援センター」等、専門機関を周知するとともに、協力・連携によって被害の拡大をくいとめることが大切です。

【性的指向・性自認を理由とする人権問題】

性のあり方は、身体または遺伝子上の性、性的指向（好きになる相手の性別）、及び性自認（自分の性に対する感じ方）による様々な組み合わせがあり、また、それぞれについて様々なあり方が存在することから、非常に多様となっています。しかし、性のあり方への正しい理解がないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲の人に打ち明けることができなかつたりするなど、社会生活がしづらい現状がみられます。

世界では、2011年（平成23年）、国連総会で初めて性的指向と性同一性に関する国連決議が採択されました。わが国では2004年（平成16年）に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、戸籍上の性別の変更が部分的に認められました。また、2008年（平成20年）に法律の一部が改正され、性別変更の条件が緩和されました。

本町では、印鑑登録証明書や性別欄が不要な申請書について、性別欄を廃止するなどの性的少数者に配慮した取り組みを行うとともに、町職員向けの研修を行い、性的指向・性自認に関する正しい理解の普及に努めています。

国や県、先進自治体の取り組み等を参考に、性的指向・性自認に関する人権問題への啓発活動を推進するとともに、相談支援体制の整備を進める必要があります。

【災害に伴う人権問題】

東日本大震災と、それに伴う原子力発電所の事故は、東北地方をはじめ東日本を中心に甚大な被害をもたらし、多くの犠牲者と被災者を出しました。

このような中、避難生活においては、プライバシーの確保や、高齢者・障がい者・子ども・外国人・女性に対する十分な配慮が行き届かないこと等、様々な人権を侵害する課題がみうけられました。また、長期化する避難生活のストレスによる暴力や虐待等の発生や、原子力発電所の事故による放射線の影響で、風評によるいじめやいやがらせ等の被災者を二重に傷つける事態もみられました。

災害対策に人権尊重や男女共同参画の視点を取り入れ、女性や避難行動要支援者等に配慮した避難支援体制を整備することが求められます。

【ホームレス】

不安定な就労等、やむを得ない事情でホームレスとなる人も多い中、ホームレスへの襲撃やいやがらせ、暴行等の非人道的な事件が発生しています。

わが国では、2002年（平成14年）に、時限立法として「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行され、さらに2017年（平成29年）に同法が効力を失うことへの対応として、2015年（平成27年）に「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレスの自立支援に関する施策を総合的に推進しています。

ホームレスの自立を支援するため、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、きめ細かな支援を行う必要があります。また、個人だけでなく、事業者・学校・地域・町民等が、社会全体の課題として捉え、解決していくことが求められます。

【アイヌの人々】

アイヌの人々は、日本列島の先住民族として固有の言語や独自の豊かな文化を築いてきたにも関わらず、近世以降のいわゆる同化政策により、民族としてのアイデンティティを保持することが難しくなっています。また、アイヌの人々に対する理解が不十分であるため、就職や結婚に際しての差別や偏見が依然として存在しています。

わが国では、1997年（平成9年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、2008年（平成20年）には、国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。わが国では、これらを踏まえ、アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持できるよう政策を推進しています。

アイヌの人々への差別や偏見の解消に向け、アイヌの人々の歴史や文化、伝統及び現状について認識を深めるための教育・啓発活動を推進する必要があります。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。2002年（平成14年）の日朝首脳会談では、北朝鮮側が日本人拉致を認め謝罪し、拉致被害者5人の帰国が実現しました。しかし、他の被害者については納得のいく説明がなく、政府が認定した拉致被害者の他にも、拉致の可能性が否定できない事案があることも指摘されています。

わが国は、2006年（平成18年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）が施行され、北朝鮮当局による拉致問題に関する国民の理解を深めるとともに、国際社会と連携して実態の解明を図っています。

問題の解決にあたっては、日本人拉致が重大な人権侵害問題であることを周知し、認識を高めるための啓発に努める必要があります。一方で、拉致問題が在日韓国人・朝鮮人等への差別・偏見を引き起こさないよう、啓発方法を配慮することも求められます。

【人身取引（トラフィッキング）】

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに基本的人権を侵害する深刻な問題です。

わが国では、2009年（平成21年）に策定された「人身取引対策行動計画2009」に基づいて、人身取引の防止や撲滅、被害者の保護を推進してきました。また、2014年（平成26年）には「人身取引対策行動計画2014」が策定されました。この計画では、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組むため、関係機関との連携強化等を図り、人身取引の根絶を目指すこととしています。

重大な人権侵害である人身取引についての認識を高めるとともに、被害者からの訴えや相談に適切に対応できるよう関係機関等と連携を図ることが求められます。

資料編

1 策定の経過

年 月	内容
2018年2月	八百津町人権に関するアンケート調査の実施
2018年3月	八百津町人権に関するアンケート調査 報告書の作成
2018年5月	第1次八百津町人権施策推進指針 【骨子案】作成
2018年10月	第1次八百津町人権施策推進指針 【素案】作成
2018年11月～2019年1月	庁内関係各課による検討
2019年2月～3月	パブリックコメントの実施

2 用語集

用語	内容
インクルーシブ教育	学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障がいのある子どもが大半の時間を障がいのない子どもとともに通常の学級で包括的な教育を受けることをいいます。
エイズ (A I D S)	ヒト免疫不全ウイルス (H I V) (Human Immunodeficiency Virus:ヒト免疫不全ウイルス)の感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力(免疫)が壊されて免疫機能が働かなくなる病気です。正確には「後天性免疫不全症候群」(Acquired immunodeficiency syndrome)といえます。
H I V感染者	エイズ(後天性免疫不全症候群)の原因となるH I Vに感染したが、エイズ特有の症状が出ていない人のことをいいます。H I Vに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではなく、感染から発症まで6か月から10年以上の潜伏期間があるといわれています。 また、H I Vは感染力の弱いウイルスで、日常生活では感染しないこと、感染経路も特定されており、どのように感染するかなどを知っていれば、過度に恐れる必要はありません。
えせ同和行為	同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植えつけるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれます。
L G B T (エル・ジー・ビー・ティ)	次の言葉の頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称の一つ。 L (Lesbian、女性の同性愛者) G (Gay、男性の同性愛者) B (Bisexual、両性愛者) T (Transgender、こころの性とからだの性との不一致) この他にもAsexual(無性愛)、Pansexual(全性愛)、Intersex(身体的に男女の区別がつきにくい人)、Questioning(確信が持てない人)など様々な人がいることから「L G B T s」、「L G B T Q」等と呼ばれることもあります。 また、性的指向と性自認の英語訳「Sexual Orientation and Gender Identity」の頭文字をとって、「S O G I」と表されることもあります。
ぎふ性暴力被害者支援センター	性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防止することを目的とした機関です。
ぎふ犯罪被害者支援センター	犯罪や交通事故等の被害に悩む人々を支援する民間団体として、精神科医、弁護士、臨床心理士等が中心となり設立した団体です。 主な支援活動として、電話や面接相談、事件事故直後の生活支援、病院や裁判所への付き添いや法律相談などを行っています。

用語	内容
岐阜県子ども相談センター	<p>子ども相談センターは、児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所です。悩みを持っている子ども自身、両親や家族、保育園や学校、地域住民から18歳未満の子どもについてのあらゆる相談に応じ、ともに考え、援助しています。</p> <p>岐阜県では、圏域別に5か所の子ども相談センターを設けています。</p>
岐阜県人権啓発センター	<p>2000年（平成12年）に人権尊重の思想を広く県民に普及し、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権に関する問題への取り組みを推進して差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を目指すために設置された機関です。</p> <p>人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発DVD等の貸出し、人権関係の情報収集など、総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。</p>
岐阜県人権懇話会	<p>2005年（平成17年）に、「県民一人ひとりの人権が最大限尊重された日常生活を送ることができる社会」を目指すために、人権に関係する有識者により、様々な角度から県が取り組むべき人権施策の推進方策について、意見を聴取することを目的に設置した機関です。</p>
国際人権規約	<p>①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。わが国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）に批准しています。</p>
児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	<p>子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して1989年（平成元年）に国連総会で採択された条約で、わが国も、1994年（平成6年）に批准しています。</p> <p>この条約は、子どもの生存、発達、保護、参加の権利を実現するための具体的事項を規定しています。</p>
障害者権利条約	<p>障がい者の人権及び基本的自由の共有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、2006年（平成18年）に国連総会で採択された条約で、わが国も2014年（平成26年）に批准しています。</p> <p>この条約には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等について規定しています。</p>
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	<p>あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979年（昭和54年）に国連総会で採択された条約で、わが国も1985年（昭和60年）に批准しています。</p> <p>この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築きあげるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であると、そのために必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。</p>
人権擁護委員	<p>人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市町村長の推薦により法務大臣が委嘱しています。</p> <p>国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。</p>

用語	内容
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらにして持っていること）を確保することを目的に1965年（昭和40年）に国連総会で採択された条約で、わが国は1995年（平成7年）に加入しました。この条約は、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容としています。
スクールカウンセラー	いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理上の資格を有する専門家のことをいいます。
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）として持っているか、ということの意味します。「心の性」といわれることもあります。多くの人は、「心の性」と「身体の性」が一致していますが、この両者が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちもいます。性的指向も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」と表現されることもあります。
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、異性・両性両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などを指します。性自認も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」と表現されることもあります。
性同一性障がい	医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人々に対する医学的な疾患・診断名です。医学的には、「身体の性」と「心の性」とが一致しないために、自らの「身体の性」に持続的な違和感を持ち、「心の性」に一致する身体の性を求める状態、ホルモン療法や手術療法を望むこともあります。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人々を支援するための法律上の制度をいい、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人を代理して契約などの法律行為等を行ったりすることにより、本人を保護、支援します。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為をいいます。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	限られた利用者だけが参加できるインターネット上の会員制サービスのことをいいます。インターネット上で友人同士、同じ趣味を持つ人や近隣地域の利用者が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

用語	内容
ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、加えられる身体的、精神的・経済的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、おどし、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人々が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行うものです。
ハラスメント	いやがらせ、いじめのことをいいます。職場では、他の者を不快にさせる性的な言動であるセクシュアル・ハラスメントや職務上の地位や優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与えるパワー・ハラスメント、妊娠出産等を理由に不利益な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがあります。
パワー・ハラスメント（パワハラ）	職場のいじめ・いやがらせを指し、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為をいいます。（※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。）
ハンセン病	1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも、治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。
プロバイダ	インターネット接続用の通信回線を提供する業者のことをいいます。電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。
プロバイダ責任制限法	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年11月30日法律第137号）のことをいいます。インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。
ヘイトスピーチ	特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもって攻撃、脅迫、侮辱し、扇動する言動などをいいます。2016年（平成28年）に施行された「ヘイトスピーチ解消法」では、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と規定しています。

用語	内容
マタニティ・ハラスメント（マタハラ）	働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、いやがらせのことをいいます。
ユニバーサルデザイン	<p>2002年（平成14年）に策定された国の「障害者基本計画」では、「バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義しています。</p> <p>また、2017年（平成29年）に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。同計画では、共生社会の実現に向け国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取り組み（「心のバリアフリー」分野）とユニバーサルデザインの街づくりを推進する取り組み（街づくり分野）を2本の柱として推進することとしています。</p>

3 世界人権宣言

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形にお

いても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有

する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有

する。

第二十五条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

第1次八百津町人権施策推進指針

発行年月：2019年（平成31年）3月

発行：八百津町

編集：八百津町 総務課

〒505-0392 加茂郡八百津町八百津 3903 番地 2

TEL 0574-43-2111

FAX 0574-43-0969